

議事日程第2号

令和元年12月10日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～7番)

出席議員 (12名)

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	9番 加藤 保郎
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
企画調整 担当参事 長屋 史明	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 須田 和男	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務 元規	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 若尾 宗久
保険長寿課長 日比野 伸二	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 石原 昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 丸山 浩史
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 安藤信治君、6番 伏屋光幸君の2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、皆さんと3点ほど確認したいことがあります。

まず1点目は、本年3月に公布しました議会基本条例で、反問権の付与があります。もしあった場合は、皆さん真摯にお答えをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。それに従いまして、新しいことが2点ほどあります。

まず1つ目は、再質問の回数の撤廃を今回からしましたので、よろしくお願ひします。再質問は何回でもできますが、議論の深まるように議員各位よろしくお願ひします。

それともう一つ、時間が60分制限がありますが、自分の持ち時間がここにありますので、これを使ってみてどうしても調子が悪いときはまたいろいろ考えますので、よろしくお願ひします。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願ひいたします。

2番 福井俊雄君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

2番（福井俊雄君）

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

本日は早朝より多くの傍聴人の方に来ていただきまして、お忙しい中大変ありがとうございます。

さきに通告をしました通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

私、何分にも新人議員で初めての質問ですので、今すごい緊張してしまっていて、どうも周りの人が誰かもわからないような状態ですので、緊張とふなれな点があることは御容赦くださいますようお願いいたします。

それでは一般質問をさせていただきます。

まず1項目め、町内の商工業の現状と実態とこれからの対策についてお聞きします。

本町内における商工業の事業者数の総数は、経済センサスの資料からの数値から申し上げますと、平成21年は733事業所がありましたが、平成28年には644事業所と89事業所が減少しているのが現状です。また、近年、私の地元伏見地区では古くから営業している小売店がただでさえ少ないのにもかかわらず、数店が閉店してしまいました。

私は、商工業は地域の根幹をなす重要な基幹産業だと考えております。このような商店が廃業していくということは、地域の活気が失われ、衰退につながると考えております。また、伏見地区だけでなく、町内4地区全てに活気が失われてきていることも、各地域の商店主に聞くと同様のことを言っております。

このような現状について、町長初め行政としてどのように考えてみえるか、何か対策を講じられないか。全国的なことですので難しいと思いますが、今の商工業の現状に対してのお考えと行政としての対策を質問したいと思います。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

きょうは福井議員のデビューということで、おめでとうございます。緊張した顔を、生まれて初めて見たような気がしております。

私のほうには、1点目のこの商工業の実態、現在、これからどうするかということの質問があります。

まず最初に、私は一業者として考えてきたことや、私が見てきたことを限定してお話ししたいと思います。

御嵩町の商工業の分岐点というのは、大きく分けて2つあったと思います。

1つは、やはり今、地下充填をしております亜炭鉱、この炭鉱の斜陽化であります。

商工会は、エネルギー改革により亜炭が排出量を減少させた、商工業者の数というのはその

グラフとほぼ一致してくるということになるかと思えます。経済的にも大変な状況を迎えたということでもあります。

炭鉱で働く方々の収入というのは、非常に高収入であったと。命がけですから当然そうなるかと思えますけれど、私が聞いた説によると、役場の職員をやっているも3カ月ぐらい働かないとスーツは買えなかったと。炭鉱なら1週間で買えたというような経済の状態であったと聞いたことがあります。そういう意味では、全体的に物の売り買いというのがだんだん炭鉱の斜陽化とともに活発化が難しくなったという状況であります。華やかなりしころには、やはり御嵩町内でお金が回っていたということが言えるかと思えますが、残念ながら亜炭鉱が斜陽化するとともに売り上げ等々も、仕事の量も減ってきたということが言えるかと思えます。

2つ目が大型店の進出であります。

特に顕著なのが、わかりやすいのが中地区のオガワヤの進出であります。これが炭鉱の斜陽化によって商売が続けられないとか、事業が進められないと、そう感じていた方々に対して完全に閉店、廃業への背中を押したと。私が知っているところだけでも随分、オガワヤの進出によって事業をやめられた方はあります。

私自身、一度記憶をたどって太陽社電気の信号から私の家の前、原時計店までの旧中山道で何件店があったのかと数えたことがあります。私の記憶をたどった結果、45か46の商店がなくなっています。これが私自身が一商工業者としてこの目で見、話を聞き、経験してきたことでもあります。

では、その上で、町長としてどのように考え、捉えているのか、お答えをしていきたいと思えます。また、今後どうするかについてもお答えをしていきたいと思えます。

日本という国は、少子・高齢化時代に対応できるまちづくりに失敗したと思っております。これは自治体も一緒です。大店法の改正により、商業施設の郊外化、大型化はまちづくり自体を大変大きく変えたと思っております。結果的には、車社会へどう対応していくかということで、事業としては追われていったということになります。また、道路の利便性を最優先に整備してきたということも言えます。これによって、今苦しんでいる公共交通の衰退と小規模店を閉店に完全に追い込んだと言えます。これは事実であると思えます。

ただ、こうなってしまったことを悔いてばかりいてもいられません。今、この国で、また世界で起きているということは、景気がそんなに悪くないのに不思議だなと思っているんですが、中やなく大か小かに色分けがされつつあります。その選択をせざるを得ないという時代に突入しているかと思えます。分社化をした企業が統合したり、同業他社との競争より合併を選択したりと、大が小をのみ込む、これが常態化して起きております。むしろ、大か小かというよりは巨大か極小かの様相を呈しているのかと思えます。巨大企業は常に見えますので理解ができ

るわけでありませうけれど、極小の店舗は店舗を持たない、そういう事業まであります。多分、商工会にも入らないという方々だと思います。

福井議員の述べられた先ほどの数字、事業所の数は減少しておりますがそこで働く方々は増加しています。御嵩で働く方は増加しております。つまり、自分で事業をやっているより、サラリーマンの道を選んだということだろうと思います。業態、業種によっては、時代とともになくなる業種もあれば、我々が想像もつかないような商売のやり方というものも出てくると思います。代表的なのが、先ほど言いました亜炭鉱業者は御嵩町最盛期には150社以上会社があったといひます。昼間の人口が6,000人以上ふえていたと言われております。一説によると200社近いよと、確認できたのが150社だよという説明を受けたことがあります。かなり長老の方にお聞きしました。

私は商工会の一員として、青年部でも活動してまいりましたけれど、商工会の性質上、御嵩町の場合は商より工のほうが生き延びる可能性が高いと、このように感じてやってまいりました。外へ向けての攻撃的な事業が展開できるということでもあります。

私の極めて個人的な話でありますけれど、後継するつもりであった息子にだめ出しをし、ほかの選択をさせました。多分、福井議員も後継者はあるのかといひば難しい状況ではないのかというふうに思ひます。

こういう状況の中、行政として、事態も状態も変わっていくわけでありませうので、それによって困る町民が必ず出てきます。そこにどう手を差し伸べるか、その方法を考へていかざるを得ませぬ。まずは、買い物難民を出さないとひ方法であります。また、地域の活性化、いわゆるボランティア等々で額に汗する人は少なくなってきた。ましてや我々、福井議員の世代といひるのは、ほとんどはポケットマネーを出し、額に汗し、その上で自分の時間を使って地域に尽くしてきた。それが当たり前だと思ってきました。そう考へる人が非常に少なくなったといひことを感じてひます。何でも補助金ですから。自分たちの力でやろうといひような気持ちは余らないといひ方が非常に多いですから、そこの喚起をしていかなきゃいけなひと感じてひます。

また、先ほど言ひましたように、新規事業を起業したいといひ方々に対しては、現在国でも補助制度がありますので、それらを使い、大変恵まれてひ状態ではありますので、応援をしていきたいと考へてひませうけれど、こういう方々は軽くやると助成終了後に生き残る事業者といひのが少なくなってしまひます。補助金を当てにし過ぎている。私の知ってひる商売をやってひる方々、もうちょっとたくましいです。たくましいですから、もうその日から、次の月から利益をこれだけ上げなひとお金が回らないといひことをきちんと計算してみませうけれど、補助金潰けになっただ方といひのは、補助が切れたら事業の終わりが近いといひような方が非常に多

いのが残念でありますけれど、ぜひそこを見きわめた上で町としては力を入れていきたい、手を差し伸べていきたいというふうに思います。

手弁当という意識はほとんどない、きょう傍聴に来ていただいている方々、女性の方々はほとんどは手弁当、ボランティア、これになれておられるんですけど、次の世代はなかなかそれできないという状況であります。余りに恵まれている起業家というのは、逆に言えば覚悟もないと、非常にしっかりとしていないということが顕著に見受けられます。

今後は御嵩町としても、後継者の生まれる事業、これは現存する商も工も含めて後継者の生まれる事業に対し、選択と集中の精神で手を差し伸べていきたいと。どのような形になるかわかりませんが、今後商工業者の方々とお話をしながら具体的な施策に移っていききたいと、このように思っておりますので御理解のほど、よろしく願いいたします。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

実は、先日御嵩町の商工青年部の連中と懇話会をやったり、伏見の青年部の人と話をしたときに、彼らは我々が、渡邊町長と私が青年部と一緒に苦勞していたときと同じように、御嵩町とかこの地域のためにすごい頑張ろうという意識を持ってやってみえるんですね。僕はあえて彼らに自分の商売は自分で守れよという厳しい言葉を言ったんですけども、そんな若い彼らというのは、地域にとって、僕はこの町にとっても商工業にとっても宝だと思っています。そんな彼らが、ここの町に住んで本当によかった、この町を何とかしたかったと思う気持ちをなくさせないような施策をこれからもお願いして、1項目めの質問を終わらせていただきます。お願いします。

では続きまして、2項目めのプレミアム商品券の実情についてということに質問させていただきます。

令和元年10月からの消費税率10%の引き上げに伴って、住民税が課税されていない方や子育て世代の消費に与える影響の緩和や、地域における消費の喚起と下支えを目的とするプレミアムつき商品券事業が行われています。令和元年11月22日現在において、この町の対象者は2,913名、交付者数はその中の963名、約33%となっています。これは全国平均とほとんど同じですが、引きかえ状況は11月18日現在、3,870冊という状況と聞いております。現状として、非課税対象者の利用者は33.3%しかありません。

この周囲の対象者に私、お聞きしたところ、商品券を購入するお金がない、どこで使用するかわからない、申請の手間が面倒である、足が悪くて役場庁舎まで行けないなどの理由を上げ

られています。今後、このような問題に対して、利用者をどのように増加させるか、広報はどのようにやっていきますか。このことについて、2項目めの質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは福井議員の一般質問、プレミアムつき商品券の実情についてお答えをさせていただきます。

プレミアムつき商品券事業は、消費税、地方消費税率引き上げが、低所得者や子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするために実施されているものであります。

購入対象者は2通りございまして、まず課税基準日、平成31年1月1日現在、住民税非課税の方であります。ただし、住民税非課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者等を除いております。2番目です。平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主さんであります。

購入限度額は、住民税非課税の方につきましては券面額2万5,000円分、販売額2万円ですが、まで、それから3歳未満の子供のいる子育て世帯の該当者につきましては券面額2万5,000円、販売額2万円ですが、それに3歳未満のお子様の数を掛けたものというふうになっております。

商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までとなっております。

本町の住民税非課税者及び子育て世帯を合わせたのプレミアムつき商品券の購入引きかえ券の申請率は、令和元年11月29日現在で42.28%となっております。住民税の非課税者の方だけで見ますと、申請率は33.7%にとどまっております。マスコミ報道によりますと、全国的には住民税非課税者の商品券の購入引きかえ券の申請率は3分の1程度ということで、傾向的には国と同じような状況になっております。

住民税非課税の対象者の方には、世帯単位で7月に申請書を発送しておりますが、申請交付が低調なことを受けまして、申請書を提出されていない世帯には令和元年11月1日に申請を勧奨する内容の文書を送付させていただきました。現在、申請をお忘れの方などから順次申請が届いておるといふ状況でございます。

福井議員からは、御自身の周囲の対象者の方から、商品券を購入するお金がない、どこで使用できるのかわからない、申請の手間が面倒、それから足が悪くて役場庁舎まで行けないなど

の理由が見受けられるとの御指摘をいただきましたので、順次回答させていただきます。

まず、商品券を購入するお金がないについてでございますが、商品券の購入につきましては先ほど2万5,000円分までと言いましたけれども、一括で購入する必要はなく、4,000円で5,000円分になりますが、それを1冊として対象者の御事情、御希望に合わせて、最大5回に分けて購入することができるようになっております。

次に、どこで使用できるのかわからないについてですが、商品券の利用可能店舗については御嵩町商工会において取りまとめ、登録等がされております。7月の申請書の発送段階では、まだ募集中でありましたのでお知らせすることができませんでしたが、9月以降の商品券購入引きかえ券の発送の際に一覧表を同封するとともに、町ホームページにも掲載してあります。また、お問い合わせがあった場合には、多くの方は御自分がよく買い物をする店で商品券が利用できるかどうかというのを確認されますので、電話であれば口頭でお答えをいたしますし、ホームページを御案内させていただいております。また、来庁された方には一覧表をお渡しするなどをしておるところでございます。

また、申請の手間が面倒、それから役場まで足を運べないにつきましては、申請書の送付の際に返信用封筒を同封しております。返信用封筒に申請書と本人確認書類を入れて送っていただくことで、役場まで足を運ばなくても申請ができるというふうになっております。

申請期限につきましては、当初は令和元年11月29日までを期限としておりましたが、申請状況に鑑みまして、12月以降も受け付けをさせていただくことといたしました。

最後に、御質問の利用者をどのように増加させるか、広報はどのようにやっていくかについてお答えをさせていただきます。

11月末以降、防災行政無線で申請受け付けを継続していること、それから商品券の引きかえ窓口が役場福祉課となることを案内しております。また、「ほっとみたけ」令和2年1月号に申請の勧奨の記事を掲載するなど、PRも今後も継続してまいります。

せっかくの制度でございますので、該当者の方には少しでも多く利用していただけるように周知に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

1つだけ質問させていただきますけれども、回覧板等では案内されないわけですか。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

はい、お答えいたします。

回覧板での案内はしておりませんので、そちらについても今度、先ほど申しましたように「ほっとみたけ」の1月号に掲載させていただきますので、そちらで対応したいというふうに思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

ありがとうございます。

では続きまして、3項目めのらくだネットについて質問させていただきます。

今現在のらくだネットの活用状況について質問させていただきますけれども、そもそもらくだネットとは、高齢者になっても住みやすいまちを目指し、配達や送迎の店舗情報を掲載し、また協力店舗の皆様には高齢者の見守りにも御協力いただき、御心配な方がいらっしゃる際には地域包括支援センターに御連絡をいただき、らくだネットというこの制度は大変すばらしいものだと、私、他町村に聞くと皆そう言われるんです。

けれども、平成27年度のアンケートの結果を見ますと、協力店の増加が必要であると95%の店舗が回答しておりますし、お客様からの意見では、店に伺う手段がないときにありがたい、重い荷物を持つての移動が大変なので助かる。これは灯油とかお米とからしいです。高齢で免許証を返納された方から、この制度があつてよかったと喜ばれております。利用の現状も、現在徐々にですがふえてきているように思います。

しかし、反対に、こんな意見も私のほうには聞こえております。PR不足じゃないだろうか、回覧板などを回してほしいという声が聞こえております。このようにPR不足のため、この制度を知らないという方が多くいらっしゃいます。今後、らくだネット御嵩町送迎配達店舗ガイドを、たくさんの方への周知方法、利用者の拡大、どのような対策を講じられるか教えてください、お聞きします。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは福井議員の一般質問、らくだネットの活用状況についてお答えをさせていただきます。

らくだネットは、高齢になっても住みなれたまちで安心して生活していけるようにとの目的で、平成 27 年 1 月より始まった事業であります。具体的には、高齢になり車の運転ができなくなるなどによりまして、生活に必要な物品の購入や通院などの日常の行為が難しくなった方々に対し、送迎や配達、訪問に関して協力していただける協力店舗の情報を、御嵩町送迎配達店舗ガイドに掲載して広く情報を提供する事業であります。協力店舗には、この事業の参加を示す目印といたしまして、店舗にはらくだネットのシールを、それから営業車にはマグネットを張っていただいております。

らくだネット開始当初の協力店舗数は 34 件でしたが、令和元年 11 月 1 日現在の協力店舗数は 44 件となっております。協力店舗には、送迎や配達、訪問時において、虐待や認知症の疑い、介護が必要な状態等の可能性の確認のために、体に傷が頻繁に見られる、買ったばかりの物を何度も買う、お金の計算ができなくなっている、住居が極めて不衛生な状況であるなどの該当項目を記したものをお渡ししており、それらに該当するような方や気になる方がいる場合には御嵩町地域包括支援センターまで御連絡をいただくようお願いがしてあります。

利用者の意向調査のために、平成 28 年度、平成 29 年度にアンケートを実施いたしました。平成 28 年度のアンケートによりますと、1 年間で食料品、日用品部門で 1,095 件、生活部門で 203 件、理容・美容部門で 124 件、病院、医療、接骨院部門で 844 件の利用実績がありました。利用された方からは非常に好評を得ており、さらなる協力店舗の拡大が望まれております。

今後、御嵩町においてもますます高齢化が進み、運転免許証の返納の推進などの流れの中で、今までどおりの生活を続けていくことが非常に困難になることが予測されます。住みなれた自宅での生活を維持していくために、今後らくだネットの活用は非常に有益なものだと考えております。そのためには、福井議員の質問にもありますように、一人でも多くの方にらくだネットの存在を知っていただくことが重要だと思います。

町では、らくだネットの周知として、町のホームページ、「ほっとみたけ」、それから包括レンジャーだよりへの掲載を行っております。介護サービス利用者の方には担当ケアマネジャーから、介護サービス未利用の独居の高齢者の方には御嵩町在宅支援センターから、それぞれ訪問時に御嵩町送迎配達店舗ガイドを配付させていただいております。また、協力店舗の方には、配達送迎の依頼があった場合にお客様がらくだネットを御存じない場合には、御嵩町送迎配達店舗ガイドを配付していただくように協力いただいております。

今後の取り組みといたしまして、登録店舗拡大につきましては商工会の協力を仰ぎ、該当するサービスを行っている既存の未登録の店舗に対して、登録店舗への参加をお願いしていくことを考えています。また、商工会未加入のコンビニ等のチェーン店のような新規出店店舗には、こちらから直接働きかけを行い、協力店舗に登録していただけるように働きかけていきたいと

考えております。

利用拡大につきましては、高齢者の世帯に対して直接、日常的にかかわっているケアマネジャーを初めとする各種の専門職に対して、らくだネットが高齢者世帯の生活支援の有効な一つの手段ということを知ってもらい、らくだネットの利用者増につなげていきたいと考えております。また、集いの場にも訪問いたしまして、御嵩町送迎配達店舗ガイドを配付し、らくだネットのPRをさらに広げていきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

高齢者が免許証を返納されますよね。そのときに書類として渡されるような計画はないですかね。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大変いいアイデアだと思います。まだそのところまで考えていませんでしたが、返納の際にということになると、多分警察署とかでの返納ということになりますので、今いいアイデアいただきましたので、一度ちょっとその辺は検討してみたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

ごめんなさい。ありがとうございます。

あと、商店主からは皆、こんな声が聞こえているんですよ。お客様がよくこのことを理解していないからか、よくよその店の商品を買ってきてくれとか、よその店まで私を連れて行ってくださいとかそういう声があって、みんなどうしているのと聞いたら、お客さんだから連れて行ってあげているよということを言っているんですけども、そういうことに対しての考えはどうですか。難しいとは思いますが。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

お答えいたします。

今、そういった実情を初めてお聞きしましたので、原因としては正しく情報が伝わっていないというのが一番の原因かなと思っておりますので、これからさらに周知をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

どうもありがとうございます。

僕たちにとってお客さんというのは、店に来てくれたり、電話がかかってくるお客さんなんですけれども、もちろん僕もこれで議員になって半年近くなって、町政の人がすごく町の皆さんのことを考えているのはよくわかったんですけれども、この役場の人にとっては住民というのがみんなお客さんだと思うんですよね。だから、その立場を今も考えてみえると思いますけれども、今以上に考えていただけると大変ありがたいと思います。

これをもって、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、福井俊雄君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

議長のお許しをいただきましたので、これから、私安藤ですが質問させていただきます。

きょうは大勢の傍聴の方がお見えになっております。そういった方全員、この会場全員の方にちょっと想像力を働かせていただいて、私の質問の内容を考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

私の質問は、自主的な早目の避難行動により、災害時にいわゆる逃げおくれゼロを目指すという視点から、防災行政無線等による水害・土砂災害の緊急情報の伝え方、あるいは地域ごとの住民一人一人の防災に対する危機意識を向上させていくことについて、御嵩町の考え方と具体的な方策があればそれを伺いたいと思います。

質問に入る前に、さきの台風19号において、13県にわたってお亡くなりになりました多くの方々の御冥福を心よりお祈りします。また、今になっても行方がわからなくなっている方々が、一日でも早く御家族のもとへお帰りになられることを心よりお祈り申し上げます。さらには、河川の決壊などで8万余棟にも及ぶ住宅被害を受けられた方々についても、早期に復興・

復旧されることを、この場をおかりして心よりお祈り申し上げたいと考えております。

質問に入ります。さきの台風 19 号について、新聞記事の中に、「避難断られた 9 割、台風 19 号、丸森、呼びかけた区長」という見出しが目に入り、その内容から私自身、よそごとではないという思いからこの質問をさせていただきます。

今申し上げましたこの丸森町は、宮城県南端部に位置し、人口約 1 万 4,000 人、行政面積 273 平方キロほどの自治体であります。南東部に 500 メートル、北西部には 300 メートル前後の阿武隈山脈から続く山地に囲まれ、町の北西部を阿武隈川が還流し、その流域と支流河川の一带に平たん地が形成された盆地状の町であります。

先般の台風 19 号における宮城県、この丸森町は宮城県にあるわけですが、宮城県の犠牲者は 21 名、そのうち丸森町では死者 10 名、行方不明者 1 名、11 名の方が犠牲になっております。宮城県内の犠牲者の半数以上をこの丸森町が占めていました。

この丸森町には、御嵩町の自治会長に当たると思われる 98 名の区長があります。この方々が答えられた新聞記事を、ここでその内容を紹介させていただきます。

98 行政区の区長のうち、台風 19 号が接近した 10 月 12 日に 1 人で避難することが困難な高齢者や障害者などを訪問し、避難を呼びかけた区長が 62 名あった。この 62 名の 9 割に当たる 55 人の区長は、避難を呼びかけはしたがこれに応じなかった住民が 1 人以上あったというような答えをされております。その理由としては、高台だから大丈夫だと、家族がそばにいる、体が悪く避難所に行けば周囲に迷惑がかかるといったことが、呼びかけを拒む理由になっていた。これらの多くの区長が避難の呼びかけをしたのが、丸森町全域に避難準備情報が出された 10 月 12 日午後 2 時から夕方にかけてで、丸森町の雨量がさらに急激に増加したのがその後の午後 6 時ごろからで、その夕方までの雨量を見て避難すべきかどうかということを住民自身が判断することは難しかった。その後、丸森町では午後 7 時 50 分に避難指示が出たため、一旦避難を断った高齢者等から午後 10 時ごろ、夜ですね、になって避難の支援を要請してきたケースもあった。このように、早期避難を促す困難さが浮き彫りになったというような記事の内容でありました。

また、同じ紙面で、これは防災システム研究所というところで東京都なんです、行政は避難勧告を出して終わりということではなく、河川の上流で大量の雨が降っているなどの情報をつけ加えると、下流域の住民の早期避難に向けて背中を押すことが必要だというコメントもつけ加えられていました。

ことしの 6 月より警戒レベルを用いた避難情報が発令されるようになりました。皆さんの中にもこういったもの、見られた方があると思いますけど、警戒レベル 4 で全員避難と逃げおくれゼロということで、こんなのを見かけた方があるかと思いますが、行政の方はもちろん御存

じだと思いますが、これの内容をいいますと、レベル1からレベル5までの段階があります。レベル3からレベル5までの情報は、防災無線により御嵩町が発令することになっています。レベル3と言われるものは、高齢者等の避難に時間を要する人たちの避難準備情報、レベル4は全員避難を促す避難勧告、避難指示の情報、レベル5は一人一人が命を守るため避難より先にとるべき最善の行動を促す緊急放送であります。

これらの情報を受けた町民が、自分の住む場所の地形、近くを流れる河川の状況等から避難すべきかどうかを判断し、避難行動に移るのは、あくまでも一人一人の判断に任せられているのが現状ではないでしょうか。

私の記憶では、御嵩町は昭和34年、私7歳ぐらいだと思うんですけど、伊勢湾台風以来、大きな被害を受けた経験がなく、私の住んでいるところは昔から安全だと、御嵩町に限って大丈夫だという人が大変多くいらっしゃるのではないのでしょうか。しかし、全国各地で毎年のように起こる異常気象による集中豪雨、あるいは大型台風に分身の住む地域がいつどこか襲われるかもしれないという危機感を持っている人は案外少ないと思います。御嵩町における防災意識が、もし丸森町と同じようであれば、防災マップにある危険箇所と思われる場所に住む大勢の方たちが避難行動に移らないのではないのでしょうか。結果、レベル5の段階になって、慌てて自家用車で避難する途中で流され亡くなるということも含め、報道では自動車避難中になりの方が亡くなったというような報道もたくさんありました。いわゆる、これも全て逃げおくれが原因となって、多くの人命が失われてしまうことになるのではないのでしょうか。

私は、先ほどのこのパンフにもありましたように、逃げおくれゼロを目指すことが水害や土砂災害からとうとい命を、とうとい人命を守るため最も有効な手段であると考えております。そして、的確な判断、迅速な避難行動を促すためには、自分の住んでいる地域、家の周りの地形など、例えば川や排水路の位置、住んでいるところの裏山、周りの石垣積みの状況、あるいは安全な避難場所までの経路に至るまでを、一人一人が危機感を持って想定しておく必要があるのではないのでしょうか。

これまで紹介しました丸森町の被災経験を教訓とし、逃げおくれゼロを目指すためには緊急防災情報をどのように伝えるべきか、いま一度考え直す必要があるのではないのでしょうか。さらに迅速で的確な避難行動を促すため、水害・土砂災害に対する危機意識を向上させていくことが重要であると考えます。

以上、2点になると思いますが、御嵩町の考え方を伺います。また、具体的な方策等をお考えであれば、それについてもお答えいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

おはようございます。

安藤議員と同様に、さきの台風 19 号を初め、各地で発生している災害によりお亡くなりになられた方々への御冥福をお祈りします。また、いまだ避難生活を余儀なくされておられる方々へお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

では、安藤議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は迅速な避難行動による逃げおくれゼロを目指してと題され、迅速・的確な早期避難を促すため、防災無線等による水害・土砂災害の防災情報の伝え方を考え直すとともに、住民一人一人の危機意識を向上させていくことについて、町の考え方と具体的な方策を問う御質問です。

平成 20 年の 8 月から 9 月の初めにかけて東海地区を襲った局地的豪雨から、避難勧告等を適切なタイミングで適切な対象地域に発令できていないことや、住民への迅速・的確な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっていても住民が避難しないことが問題となり、これらの要因が、行政としては避難勧告等の意味合いが不明確であることや、具体的な基準がないために判断できないこと、確実性のない段階での判断に限界があることなど、また町民側からは避難勧告等が伝わってもどのように行動したらよいかかわからないことや、住民がみずからの危険性を認識できないこと、切迫性のない段階での行動に限界があることなど、さらに近年の特徴として、高齢者等の要配慮者が被災者となることが問題になっていることや、避難途中で被災する事実もあり、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、有識者や住民の皆様の御意見を伺いながら国や県の災害関係部局や関係機関と連携し、平成 22 年 6 月に避難勧告等の判断、伝達マニュアルを策定以降、平成 31 年 3 月に内閣府に報告された避難勧告等に関するガイドラインを踏まえつつ、その後の各種防災情報の改善、土砂災害警戒情報の提供、可児川の水防基準水位の見直し、気象庁が運用する市町村を対象とした警報・注意報等の基準を加味し、令和元年 6 月に本マニュアルを改定し、運用をしているところです。まさに逃げおくれゼロを目指し、とうとい人命を守るための緊急防災情報の伝え方を見直したところです。

また、町民の皆さんへは、迅速で的確な避難行動を促すため、平成 19 年度に全戸配付を行った御嵩町防災ハザードマップに、避難所の更新及び要配慮者施設や避難経路と緊急輸送路、AED の設置場所などの新たな情報を記載し、保存版御嵩町防災ハザードマップを平成 31 年 3 月に発行し、全戸に配付をさせていただいており、御家庭での御確認はもとより、自治会や防災リーダー会での活用をお願いしているところです。

安藤議員が御紹介されたとおり、宮城県丸森町は令和元年 10 月 12 日の台風 19 号により、町域全体が浸水や土石流などにより甚大な被害を受け、被災地となってしまっています。その

被害状況は、テレビや新聞等の報道のほか、その後の現状はインターネットなどでその一部が確認できますが、住民や行政が日常を取り戻すにはまだまだ時間がかかる様子がかがえます。この中で、町民の声として、山から津波が来たようだった、山津波だった、さらに数多くの取材者の書き込みでは、東日本大震災の津波被災地の風景さえ重なる被災地の現状と伝えている文字が特に衝撃的に感じています。

行政には、地震や豪雨災害など、その種類によって非常時の的確な対応が求められる昨今、御嵩町においても海辺とは違う中山間部にあっても、山津波の現象には本町の地形を見渡すと他ごとではなく、十分に想定しなければならないとも受けとめています。我々は、丸森町などの被災状況から学び、この町での防災に生かしていかななくてはなりません。

高齢者などの避難に時間を要する方々を対象に、例えば敬老会の場で防災ハザードマップを活用しつつ、みずからがお住まいの地域で起こり得る災害の御確認の機会をつくっていただくなど、周知徹底をどのように図っていくかについて、その場づくりを民生部長と協議を進め、知恵を絞ってまいりたいと存じます。

また、今後も御嵩町は全域を対象とした避難勧告の発令を避け、災害の発生を予測し、でき得る限りポイントを示した避難勧告等の発令に努めてまいりたいと存じます。

以上で、安藤議員への御答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

大変危機感を持っておられるということは十分、総務部長以下私も今の御答弁でうかがい知ることができました。

しかし、先ほど細かいポイントで避難勧告とかそういう指示を、緊急情報を出していきたいということですが、これは非常に難しいことですね。住む地域、場所などによって、避難行動というのは全く違ってくることです。これは大変難しいことは私も十分承知しておりますが、きめ細やかな防災無線、緊急情報に努めて、努力していただきたいと思います。

それから、防災行政無線で緊急情報を発した場合、町民の方全員にそれが周知できるかということ是非常に難しいことだと私は考えております。それによって、それをケアするものが丸森町の区長さんが、62人の方が呼びかけをされたというような新聞記事を紹介したわけですが、そういった行動が自然に、緊急情報が発生されたときに町民の自主的な行動としてできるような状態をつくり上げていくということが非常に大切だと思います。これは非常に難しいことで、避難の呼びかけというのはあくまでも自主的な危機意識の中から生まれるものだと私は

思っています。それを、自治会長や民生委員、最近 200 名以上の防災リーダーができてはいるんですけど、その方に役割として担わせるということは非常に困難だというふうに私は思っています。ですから、あくまでも自分たちが判断して、地域で呼びかけを行う。そういった住民の気持ちを醸成していくような、そういった方向性を持って防災行政に取り組んでいただきたいと思います。

少し防災リーダーという言葉も部長のほうからお聞きしたんですけど、そういったことも含めて今後、防災リーダーも避難所等の訓練も一緒にやっていただいているんですけども、そういった当初の避難の早期避難が促せるような活動ができるような防災リーダーを育成していただくようによろしく願って、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、安藤信治君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

さきに通告しておきました一般質問につきまして、議長のお許しをいただきましたので、今回は町営住宅の管理・運営等について質問をさせていただきます。

町営住宅の現状につきましては、平成 30 年度決算の主要な施策の成果に関する説明書 6 ページによりますと、総管理戸数 222 戸、そのうち入居戸数は 119 戸となっており、残りの 103 戸については空き家となっていると聞いております。

また、住宅使用料につきましては、歳入歳出決算に関する説明書 23 ページでは、現年度と滞納繰越分の合計数で収入未済額は 262 万 4,600 円となっております。この数値については、管理戸数は減少してきておりますが、使用料の滞納繰越金は年々増加の傾向であります。

決算書によりますと、住宅に関する関係の予算額は 1,912 万 9,000 円で、決算額は 1,708 万 8,897 円。そうしますと不用額は 204 万 103 円となっております。町営住宅建設基金残高は、平成 31 年度末現在の 1 億 1,005 万 7,131 円となっております。

このような現状の中で一般質問をさせていただきます。

まず 1 項目め、町営住宅用地の環境管理に関する考え方はということですが、最近兼山方面に用事がありまして、共和中学校の下を右折し、山田を通ってのコースで行くことが大変多くなっております。その途中の高倉団地の様子を見ることも多くあります。敷地に草が繁茂し、住宅に迫っており、背丈 1 メートルほど以上となっております。また、空き住宅の窓ガラスと書きましたが、実際は雨戸のベニヤ板が剥がれたり、外壁の塗装が見苦しかったり、汚れがひ

どく廃墟そのものだと思っております。

高倉団地は、当時八十数戸の入居団地で、現在では 14 戸であると聞いております。戸建ても存在しますが多くは 4 戸の長屋形式であり、一世帯でも入居があれば取り壊しはしない方針と聞いております。しかし、広大な土地であり、付近にはデイサービス施設もあり、以前ぜんそくに影響するとのセイタカアワダチソウが繁茂している状況で、町は大家として高倉団地の環境管理面においてどのように考えているのか。予算的にも、シルバー人材センターを活用すれば環境面においての改善ができることと思っております。

また、現状では環境に関する担当課が、近隣の管理不十分な雑草の繁茂地を隣接の住民からの苦情等で草刈りの指導をしている行政、一部の住民課があるわけですが、そことして町、大家としての住宅担当課がみずから環境の管理面で率先して対応すべきと考えますがいかがでしょうか。

ただ、この草刈りの現状としまして、11 月 17 日に通った折はまだ背丈が 1 メートルほどになったセイタカアワダチソウがあったわけですが、この 24 日に通りましたらきれいに刈られておりましたが、倒しただけでその場で処分をされるものかなあというふうには思っております。そういう草刈り等のボランティアは、年間複数回の刈り取りの実績、また刈り取りをなさいというようなボランティアの現状もあることを申し添えておきます。

続きまして 2 番目の項目ですが、町営住宅の将来像等について、以前は基金を活用し高層住宅等を建設し、新しい住宅をとの計画が考えられたこともあったと思っております。ところが、町内各地において民間の賃貸住宅が多く建設され、安価で快適な生活ができる環境が整備されたことによって、行政としては住宅政策関係において民間に任せたいとの判断から、この間の総合計画の後期基本計画では文言が消えております。見えなくなってきました。しかし、入居戸数が 119 戸で空き戸数が 103 戸となっている現状で、何も施策がないのはちょっと環境面でも管理面でも先ほど質問しましたが、行政としては一部、こんなことを言うては何ですが怠慢に思います。

そこで提案ですが、試験的に一部の住宅において、4 戸建ての 1 棟でも結構ですわ、建具をアルミサッシに変更したり、トイレや浴室を改良して下水道に接続したり、畳の部分をフローリングにしたり、台所をオール電化で今はやりの対面式にしたり、外壁等も色彩を明るいものにするなど、現状を快適な空間にリフォームし、若い世代が住む住宅とする考えはいかがでしょうか。財源につきましては、先ほど言いました基金の一部活用を考えればと思っております。

続きまして、町営住宅の滞納者に対する措置方針ですが、町営住宅の家賃の未納額が 262 万 4,600 円となっております。一時期、当時の担当者の努力によって家賃の未納額が解消されたと

いう時代があったと思っております。それから大変時代の背景も異なってきました、支払いが困難な方が入居されていることは理解をするわけですが、解消に努められたいがどのように考えてみえるのか。建物の維持管理には税金等の費用が必要であることを十分に説明され、該当者の理解を得る努力をお願いしたいものであります。これに対する考えをお願いします。

最後、町営住宅の耐震状況はどうなっておるかということです。

住宅関連で質問をこれまでしてきましたが、最後にこの1点の質問をさせていただきます。東海・東南海巨大地震の発生が危惧されている現状で、庁舎を初めとした町の公共施設の耐震性の調査を実施し、強度不足の建物等は今後建てかえ等を実施し、安全を確保する計画であることは十分承知をしております。しかし、一方では、町営住宅について耐震性能はどうなっておりますでしょうか。119戸の入居者がいざ地震だ、町営住宅が強度不足で崩壊し、人命に影響が出たとの状況が一部で心配されます。町営住宅はそういうことはない、耐震性能は十分確保しておるといふことであればいいんですがどうでしょうかということです。それで、強度不足の場合はどのように対応されるか、その計画はどうされるかということです。

また、こういう町営住宅で耐震性能が確保されておれば、今後こういう巨大地震の発生の折に、被災された方の一時的な入居等についての利用も考えることができると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

以前、垂炭鉦の陥没による罹災された方の一時的な避難につきましては、教員住宅で対応された例があるわけですが、今後どのように考えてみえるのかよろしくをお願いします。以上です。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、加藤議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は町営住宅の管理運営等と題され、4項目の御質問です。

初めに、公営住宅は憲法第25条の生存権の保障の趣旨にのっとり、国と地方公共団体が協力して住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるものであります。事の発端は、大正12年9月1日に発生した関東大地震により、学校の敷地内にバラックが乱立したこと。次いで、昭和20年の終戦により住居を失った国民のため、越冬を目的に簡易住宅の建設が進められたことのようにです。この後、昭和26年の法律第193号として公営住宅法が制定され、本町においても町営住宅が整備されたものであります。

国土交通省住宅局の調べを見ますと、全国の事業主体が管理する公営住宅の管理戸数の合計では、平成17年度をピークとして減少傾向にありましたが、平成26年度以降は東日本大震災に係る災害公営住宅の整備などにより増加傾向に転じている状況にあります。また、近年では、

入居者が 60 歳以上の高齢化や特に所得の低い低所得化が全国的に進んでいる状況にあり、本町においても同様な状況にあります。

このような中、平成元年 11 月 21 日付住宅局長通知にて、公営住宅家賃の適切な徴取、入居者の収入等の状況や事情を十分把握した上での適切な措置等についての通知をもとに、平成 26 年 11 月 5 日付住宅局住宅総合整備課長名にて、滞納家賃の徴収における留意事項等についてが改めて各地方公共団体宛て通知がされています。

このような背景をもとに御答弁をさせていただきます。

御質問の 1 つ目、町営住宅用地の環境管理に対する考えはにつきましては、高倉町営住宅の状況は加藤議員が言われるとおりであります。予算の都合もございしますが、解体が可能となったものから取り壊しを進めていきたいと存じます。なお、草刈りについては、入居者の高齢化への配慮からボランティアとしての活動には難があると判断し、本年度はシルバー人材センターに依頼し、ほぼ終了しておると思っております。

御質問の 2 つ目、町営住宅の一部をリフォームする考えはにつきましては、リフォームにより若い世代が好む住宅とする御提案については、担当としても同様な考えを持っておりますが、さきに述べたとおり、高齢化が進む中でその需要に期待ができるのか、慎重な判断が必要であります。また、高倉町営住宅でいえば、町営住宅の建設を計画していないことから、下水道の整備がなされていません。したがって、リフォームに合わせインフラ整備をした場合、必ずしも家賃が高騰するわけではございませんが、整備費用等を考慮した家賃設定も検討することとなりますので、さきに申しました低廉な家賃による町営住宅にならないことも想定されます。また、基金の活用については、条例改正も必要になることも御存じのとおりです。

御質問の 3 点目、町営住宅滞納者に対する措置方針はにつきましては、加藤議員が言われるとおりでありますので、引き続き滞納者への説明を含め、解消に向けた努力をまいります。

御質問の 4 点目、町営住宅の耐震状況はにつきましては、昭和 58 年以前の建築物ですので強度不足は否定できないものと考えており、入居者へは少しでも新しい住宅へ移転をお願いしております。が、御都合により応じていただけない状況もございます。担当としては、全ての町営住宅が古い建物ですので危険性を大変心配しておりますが、その劣化度から耐震補強を施すこと自体にも無理があるとも考えており、今後も入居者への地震に対する危険性を含めた説明をし、移転集約と補強が可能なものから耐震補強すべきものと考えています。ただ、加藤議員も御存じのとおり、全町営住宅の入居戸数が 119 戸となりますので、その集約と費用については一朝一夕には行えないことも御理解をいただきたいと存じます。

また、災害住宅的な住宅の建設は、基金を持っていても現在は建設の考えはございません。有事の際は、その規模にもよりますが、再度教員住宅を検討するほか、民間賃貸住宅をも視野

に入れた検討をすることとなると考えております。

以上で、加藤議員の御答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

議長（高山由行君）

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

国からの通知やいろいろなところで、その震災が起きた場合の災害住宅というような意味合いから公営住宅に変わってきたという点は理解するわけですが、最初の草刈りの関係、草刈りというか、草刈りに限定して質問しておりますが、やっぱりこれ、年 1 回というのはそれは当然あるかと思いますが、国道や何かでも年 1 回なんです、やっぱり住民が近くで、高齢者であっても生活しておるとい状況の中であれば、やっぱり夏場の害虫の発生やいろいろな考えられますので、夏前の 6 月の町の一斉清掃前後に一回処分をし、それ以降の草の生育に関して秋に整備をするというような、こういう方策を環境管理面では考えるべきじゃないかなあというふうに思いますが、そこら辺についてまず 1 点。

それから家賃の滞納なんです、結果的には建物の維持管理費に充てるんだというような意味合いから、全額払っていただくような格好で、やっぱり対応すべきじゃないかなあというふうに思います。それぞれがやっぱり高額な費用をかけて屋根を補修やいろいろなもうやってみるんですが、そういうやつにも町の税金を使って対応しなければならないような状況に今後もなってくると思うんです。家賃収入だけではえらい面があるかと思いますが、そういう点を考えてもう一遍、強力な格好で町営住宅の滞納に関する関係はお願いしたいと、この 2 点についてもう一度お願いしたいと思います。

苦慮されての答弁ですので、その理解はしますのでよろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

加藤議員の再質問に御答弁させていただきます。

加藤議員が言われることも私もよくわかるつもりでおります。農地であったり自分の敷地と、やはり草が繁茂しては見苦しいであるとか、衛生的ではないということをよく考えますので、数回の草刈りを私自身もしますので、そういう意味ではよくわかります。できるだけ草が伸び切らない前に本当は草を刈りたいわけですが、予算が先ほど 200 万円幾ら残っておるやないかというようなお話でありますけれども、この辺も加味しまして再検討はしたいと存じますが、高倉住宅だけではございませんので、5カ所ございますから、その辺の公

平性というのも考えてまいりたいと思います。

それから2つ目、滞納に対しての再質問でございますけれども、これについては一応住んで見える方は借りてお住まいになってみえるわけですから、お支払いいただくのは当然と私も考えております。そういう中で、入居されている方の状況を少し見ますと、69年ほどもうそこに住んでおみえになる。いわゆる我が家でございます。先ほど申しました戦後の云々ということをおし上げましたけれども、69年となるとかなりの年数かなあということで、私自身も驚いておりますけれども、一番家賃の低い方で1,200円、上のほうは数万円ということでございますけれども、当然この家賃をもってして維持管理をしていくのが一番理想であります。そういうものも理解しておりますので、今後は滞納整理等については、幾らあるで幾ら払ってもらえるのというだけではなくて、町営住宅というのは税金も投入されていますよということもお話をしながら、払っていただくのは当然ということで滞納整理を実施してまいりたいと思います。が、やはりその中に、公言はいろいろできない部分はございますけれども、生活困窮者というのもお見えになりますので、その辺の配慮もさせていただきながら滞納整理には努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

議長（高山由行君）

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

住宅の管理運営ということで質問させていただきました。今後の施策に対して、何らかの反応があればありがたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩します。再開予定時刻は10時40分でございます。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き、1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

議長のお許しをいただきましたので、私からはAED、自動体外式除細動器について質問させていただきます。

AEDとは異常な拍動を繰り返しポンプとしての役割を果たしていない状態、心室細動を起こした心臓を電気ショックによって一時停止させることにより、正常な拍動の再開を促すための装置です。心室細動を起こすと、1分経過するごとに約10%助かる確率が減っていくと言われており、AEDが非常に重要な装置であることがわかります。こういったことは、先日、私も講習を受けさせていただきました御嵩町防災アカデミーで学んだことです。

御嵩町は防災教育を非常に熱心にされており、本年度の防災アカデミーの受講者は、高校生17名、一般参加31名と、非常に多くの方が受講されています。また、これまでに防災アカデミーを受講し、防災リーダーとなった方の人数は、岐阜県下でも人口比率でかなりの上位にいられていると言われています。この防災アカデミーの中ではAED講習がありまして、今回一般質問させていただききっかけとなりました。

さて、御嵩町が公開している御嵩町AED設置施設一覧、直近ですと先週12月4日更新となっておりますが、57カ所にAEDがあると示されています。それ以前の先月11月22日更新版では52カ所となっておりますので、かなりの頻度でAED一覧は見直されているようで、よい方向に進んでいるように思われます。

この一覧表は、できることならハザードマップにあるように地図の形で示されているとよりイメージしやすいと思いますが、一覧表のとおりですとAEDが存在しない空白地があるように思われます。例えば御嵩町に存在する各団地は団地内にAEDがあってもよいように思えますし、上之郷の山間部に至っては綱木グラウンドにAEDがあるくらいで、全くのAED空白地といって差し支えない状態です。可茂消防御嵩分署で伺ったところ、上之郷山間部ですと救急車が到着するには10分から20分を要するとのことでした。これは御嵩分署からの救急出動の場合で、御嵩分署から既に救急車が出ている場合は町外からの出動となり、さらに時間を要するとのことでした。先ほども申しましたが、心室細動を起こすと1分経過するごとに約10%助かる確率が減るとされています。一刻も早いAEDでの処置が必要と言えます。

私は今回の一般質問に当たって、お隣の八百津町さんへ伺って、AEDについての取り組みを勉強させていただきました。八百津町さんでは、八百津町AEDマップとして地図の形で公開されており、施設に設置されている台数や各消防詰所に設置されているところは24時間使用できる旨の表記がされており、御嵩町もぜひ参考にさせていただきたいものです。また、消防団設備整備補助金を活用し、AEDが少ない地域に新たに5台のAEDが設置されるとのことでした。さらに民間2施設と協定を結び、民間のAEDを活用する施策も行っているようです。

では、御嵩町の取り組みはどうでしょうか。3点お伺いいたします。

1. さらにAED設置促進が必要だと感じますが、町として現在どのように取り組まれており、また今後どのような施策を考えておられますでしょうか。

また、AEDがどれだけあっても使い方がわからない、どの施設にあるかわからない、施設のどこにあるかわからないでは意味がないと思います。御嵩町のハザードマップがAEDマップとしての側面を持ち合わせていることは承知しておりますが、新たにAEDマップ単体としてわかりやすいものを公開するなど、周知をより強化するお考えはありますか。

3点目ですが、既存のAEDにおいても設置場所がわかりにくかったり、24時間利用できるものが少ないといった問題があるように思いますが、既存のAED設置場所をわかりやすくしたり、24時間利用できるように改善していくお考えはありませんか。

以上、3点の御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

朝から大変楽しみにしておりました。清水議員の議員としての一般質問の答弁ということで、丁寧な答弁に努めます。反問権は使う予定はありませんので、再確認等あれば遠慮なく再質問していただければと思います。

それでは、AED全般に対する町の施策について、清水議員の御質問にお答えいたします。

最初に、AEDの設置促進について、現在の取り組みと今後の施策についてお答えします。

現在、町内の公共施設を中心にAEDを設置しています。現在、57カ所とホームページで公開しています。町が管理する公共施設への設置は、ほぼ完了に近づきつつあるのかなと思います。AED購入には50万円ほど必要であり、しかも8年ごとの更新が必要であることから、予算を考慮した上で今後未設置の公共施設に配備していくこととなります。御質問の中に、山間部、AED空白地といった御発言がありました。AEDの設置は現在に至るまで住民が利用する公共施設を中心に設置してきたことから、山間部における設置はおのずと限界があるということをお理解いただきたい。つい最近のことですが、大庭台自主防災会が集会所にAEDを設置する費用について補助金の申請があり、費用の2分の1を補助することを決定しました。これは従前からあります御嵩町自主防災組織設備等補助金交付要綱に基づき、初めてAEDを防災資機材として認め、補助をしたものです。今後はこの制度を活用して、各自主防災会においてAEDを設置していただくよう呼びかけをしていきます。また、民間企業が配備するAEDについても、緊急時においてAEDを提供していただけるような制度、AED協力事業所制度を、お隣八百津町の先行事例を参考にしながら策定し、事業を展開していきます。

質問の2点目、単体でのAEDマップを作成、公開するなど、設置場所の周知を強化することについて答弁いたします。

平成31年3月に御嵩町防災ハザードマップを作成しました。このハザードマップは清水議

員も御存じのとおり、土砂災害、洪水、地震及び亜炭鉱の4項目を1冊にまとめたものであり、指定避難所の記載とともにAEDの設置も明示しています。全てを網羅したハザードマップで町民の皆様に周知していることから、AED単体でのマップは見やすいとの意見もごさいますが、あえて分ける必要はないと考えます。御理解のほどよろしく申し上げます。「ほっとみたけ」12月号、町長月記の中でも、まずはハザードマップを見ていただきたいと町長も申しております。

なお、町独自にAED単体マップの作成はいたしません、ホームページでAED設置施設一覧表を見ていただくと、外部リンクとして日本救急医療財団が作成した全国AEDマップを見ることができます。このマップを見ますと、町内の公共施設のみならず、民間企業のAED設置箇所もわかりますので、一度見ていただきたいと思ひます。

質問の3点目、既存のAED設置場所をわかりやすく、また24時間利用できるよう改善することについてお答えします。

今回、清水議員の一般質問を契機に改めて設置場所を玄関先に設置するなど、その表示方法とあわせ、利用者目線で考え、改善していくこととします。

次に、全てのAEDを24時間利用にすることは、セキュリティー面などを考慮しますとかなり難しいと考えます。しかし、予算も考慮しながらセキュリティー面をクリアできる箇所から、例えば役場庁舎などできる箇所から実施していきます。

答弁を終わるに当たり、最後に述べておきたいことがあります。それはAEDを設置して終わりではない、問題は設置後にあります。つまりAEDを使うことができる人を一人でも多くふやすことが設置台数をふやすこと以上に重要と考えます。清水議員も防災アカデミーの受講を通じ、AEDの重要性を痛感したからこそ今回の一般質問であったと推測します。

今月、12月3日、中日新聞に「AEDためらわず使って」と題した特集記事がありました。その中で、全国各地に計60万台が設置される一方、一刻を争う場に居合わせた市民が使う例は少ないままだ。AEDは飾るものではない。使うものなのですとの記述がありました。今後はAED設置といったハード面の充実だけでなく、ソフト面も充実させていくべきと考えます。具体的には町が行う防災アカデミー、消防本部及び日本赤十字社が実施する講習会などへの参加を呼びかけていき、AEDを使うことができる人材の育成に努めていくこととします。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

[1番議員挙手]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございました。

大庭台の事例を出されておりました、これをもう少し聞きたいんですけど、大庭台ですとやっぱり世帯数がかかなり多くて費用とかも出やすいかなと思うんですけど、上之郷の山間部ですと世帯数が少なく、なかなか自主防災会で予算が出しにくいというようなこともあるかと思いますが、これについて一律2分の1の補助を行われる予定であるのか、またちょっと柔軟な施策も考えておられるのか、ちょっとこの辺を確認したいと思います。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

確かに補助金ですので全額補助というのはちょっと難しいと思います。補助率も2分の1。言われるとおり大庭台は世帯数が多い。同じように世帯数の少ない自治会と比較してどうかということでございます。例えば、今考えますに複数の自治会が共用で購入するのも一つの方法だと思います。2分の1の補助率につきましては、それはまた状況を見ながら判断していきたいとは思いますが、あくまで補助ですので全額補助にはなじまないというふうに考えておりますので御理解していただきたいと思ひます。以上です。

[1番議員挙手]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

今、御答弁いただいた限りでは複数の自治会で購入されるという方法を示されたわけですが、それですとやっぱりまだまだ空白地はできちゃうかなといったところがありますので、より進んだ議論ができるといいかなと思ひます。

もう一点ですけど、ハザードマップでAEDは示されているから、AEDのマップ単体としてはつくる必要はないのではないかという御答弁をいただいたと思ひますが、ハザードマップを見る限りでは、例えばAEDの置かれている施設というのは示されているんですけど、施設のどこに置かれているかといったところの情報が不足しているように思ひますが、その辺を盛り込むような施策は考えていらっしゃるのでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

いろいろな情報があると思ひます。全ての情報を網羅すればわかりやすい反面、逆にわかりにくいということもあると思ひます。ですので、まずはマップとしては設置場所、どの公共施設

に設置しているか表示させていただきます。その施設に行った場合、どこに置いてあるのかわかりにくいという御意見もありますので、それは3点目の質問でお答えしたとおり、表示方法もあわせてその施設を使う住民がわかりやすいように努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

〔1番議員挙手〕

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

あと、最後に先ほどもちょっといろいろと触れさせていただいたんですけど、町のAED一覧表は11月22日と12月4日に更新されておりますけど、ともにホームページのトップのお知らせ欄とかで告知がされていなかったという状況がありました。こういった情報はやっぱり広く周知されるべき案件だと思いますので、その辺をちょっと御注意いただきたいなという要望であります。それはよろしくお願いたしますということで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで、清水亮太君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました御嵩町木質バイオマス熱利用設備導入計画について質問をいたします。

ことしの1月でありますけれども、全員協議会において御嵩町木質バイオマス熱利用設備導入計画策定業務委託に関する報告がなされました。その背景には、平成25年3月に御嵩町は温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げ、先駆的な取り組みにチャレンジする都市として県内唯一の環境モデル都市に選定され、さまざまな環境対策を進めてきています。特に森林再生に注力し、全国で2例目となる森林信託制度による森林整備や企業、水土里隊などの森林ボランティアによる森づくりと緑化の推進などを行っている現状にあります。以上のことから、新たに建てかえを行う役場新庁舎並びに併設します保育園や児童館、ホールの4施設と、既存であります郷土館の図書館に木質バイオマス資源を活用した熱利用設備の導入の可能性を検討したものであります。その検討結果としましては、資源の賦存量調査や燃料の生産、管理、供給体制の検討と導入設備の想定をされた中で、施設の暖房を想定し、町内の木質バイオマス資源の活用をすることの報告がなされました。

議会では、10月9日に木質バイオマスボイラーの導入実績のある福岡県久留米市の田主丸中央病院を視察いたしました。この病院は、病院を基軸に附属施設としまして老人保健施設や特別養護老人ホームなどを運営する地域の中核病院としての機能を果たされており、人、そして環境に優しい病院として地球環境の保全に貢献することから、環境に優しいクリーンエネルギーの導入から木質バイオマスボイラー導入に至ったとのことでありました。ほかにも太陽光発電システム、真空断熱ガラスの設置、高効率空調機器導入などの取り組みがなされてきました。特に木質バイオマスボイラーは、木質のチップを燃やし、その熱を利用して施設内の風呂やシャワー、プールなどの給湯に利用しているとのこと、バックアップ機能としましては以前に使用していたA重油によるボイラーで補われているということでした。この熱利用の供給量は一般家庭に換算すれば100世帯分に相当するとのこと、経済的には十分に経費の削減が図られているということでありました。ボイラーはスイス製のシュミット社製で、耐用年数は約15年、導入費用は1億円で、当時50%が国の補助金であったとのことでありました。当初の投資資金は7年で回収できているということでありました。課題といたしましては、ボイラー稼働による騒音と臭気の問題、焼却後の灰は肥料として農家に提供しているが、引き取りがない場合は産廃として処理することとなる問題、3つ目にはバックアップ機能の問題、4つ目に経済的には十分に経費の削減が図られるかなどであります。以上が視察先での説明であり、環境に優しいことがアピールされており、現在も視察者が多いとのことでありました。

今定例会の総務建設産業常任委員会の視察報告では、当町は先ほども申し上げましたが、平成25年3月に環境モデル都市に選定された町であることから、木質バイオマスボイラーの導入は環境に優しい取り組みであるが、施設の規模やボイラーの選定、チップの品質と安定供給、その騒音と臭気の問題、焼却後の灰が産廃とならないよう有効活用することなど多くの課題があり、今後はさらに研究、検討していくことが大切であると報告しています。新庁舎の用地のめどがつき、今後は庁舎建設に向けた農業振興地域の除外申請や施設の詳細設計事務を進められると考えますが、木質バイオマスボイラー導入については多くの課題もあります。

現時点における導入に向けた課題への対処と、その方向性についてお伺いをしたいと思います。

議長（高山由行君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、山田議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

御質問は、木質バイオマス熱利用設備導入計画についてと題され、現時点における導入に向けた課題への対処と方向性についての御質問です。

初めに、本年1月に環境モデル都市推進室より議員全員協議会で御説明させていただいた木質バイオマス導入計画策定業務委託の内容は、現在、計画を進めている新庁舎等建設計画に関連して、木質バイオマス資源の賦存量調査、燃料の生産管理、供給体制の検討、設備導入を含めた可能性を検討することを目的とした調査を行ったもので、どこまで設備を導入できるのかを検討したものであり、この結果がこれまでどおり森林整備を継続することで、バイオマスボイラーを導入することが可能であるとの報告を受けたというものであります。計画として導入を決定しているわけではありません。

山田議員が福岡県久留米市の田主丸中央病院を視察され、4つの課題を今回御報告いただきました。その対処方法をお答えしていきたいと存じます。

まず1点目、ボイラー稼働による騒音と臭気については、一般的にボイラー設備は建屋と木質チップを投入するサイロを別施設とし、ボイラー稼働による騒音はボイラー設備内の送風ファンの能力により騒音規制法の対象となる場合があること、また臭気についてはボイラー設備内の木質チップの不完全燃焼による場合に臭気を発生すると考えられますが、稼働段階からの適切な運用により臭気を抑え込むことが可能と理解しています。

次に、燃焼後の灰は肥料として農家に提供しているが、引き取り手がない場合は産廃として処理することになるについては、焼却後の灰は年に1トン、200リットルのドラム缶では4.5缶弱の処理が必要となると想定しており、成分を検査した上で肥料として農家に提供するなどの処理方法を考えています。平成25年6月28日付環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策本部産業廃棄物課長通知、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、平成25年6月中に講ずることとされた措置、バイオマス燃料の焼却灰関係については、木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰のうち、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない焼却灰は、産業廃棄物に該当しないものであるとあります。燃焼後の灰の有効活用も考慮し、町内の森林から出される自然由来のD材をチップにして燃焼することを想定しているため、塗料や薬剤を含むもの、もしくはそのおそれがある廃材等のチップは混ぜて燃焼させない想定です。

次に、バックアップ機能の問題については、木質バイオマスボイラーの稼働期間が11月から3月までの5カ月間の冬季のみとすれば、夏季はエアコン稼働となります。結果として、エアコンとボイラーの両設備を構築することになりますので、エアコンがバックアップになると想定いたします。

最後に、経済的には十分に経費の削減が図られるかにつきましては、御嵩町木質バイオマス熱利用設備導入計画策定に当たり、大気中の二酸化炭素に影響を与えないカーボンニュートラルである木質バイオマス資源を使用し、環境モデル都市みたけが目指す低炭素社会を実現させ

ること、また森林経営信託方式による持続可能な森林経営を活用したゼロ・エミッションとなる町内のみで森林資源の循環利用のモデルをつくることを目的として検討をしつつ、一方では木質バイオマスボイラーの性能向上にも注視しており、ぎりぎりまで検討を進めてまいります。しかし、一般的な設備と比較して、その設備導入から維持管理に係る経費が最低でも同等、あるいはそれ以上の経費削減が図られることが条件と考えております。

以上で山田議員への御答弁とさせていただきます。

[8 番議員挙手]

議長（高山由行君）

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

課題について御答弁いただきました。

私たち大分前になりますけれども、愛知県のある町を木造の庁舎と、それに伴いますバイオマスを導入した町を視察させていただきました。そのときにはチップの含水率とといいますか、かなり高いものになりますとボイラーが稼働しないということで、つくっただけで一度も、見させていただきましたんですけども、新品同様で残っておりました。そういうことではまずいわけでありまして、今回この報告書の中で町有林 800 ヘクタールから出る木質チップ資源でありますけれども、これは十分に永続的に上手にやっていけば回っていくということが書いてあります。そうした中で、先ほど総務部長がおっしゃったように、同等かそれ以上ということには私も思っておりますし、多分議員の皆さんもいろいろ視察に行った中でそう思っておみえになると思います。そうした中で、モデル事業、もしこれをやらなかった場合に御嵩町の山の雑木林とといいますか、それはそのまま朽ち果てて、最終的にはそんな形になるのかなという思いもありますので、ぜひ有効活用していきたいなという思いはあります。

それと、今回庁舎のほか 4 施設に導入するというところで、1 つは郷土館の図書館にまきストーブを導入するというような話がありまして、実は私ごとでありますけれども、11 月にまきストーブをうちに設置したんですけども、かなりあったかさがエアコンとは違いますし、炎を見ているだけでもかなり癒やされるといいますか、いいものでありまして、僕は図書館のどこに設置するかということにはわかりませんが、絶対にその辺にはきっと輪ができると思います。これ庁舎と一緒にありますと 4 年先とか 3 年先に設置ということですけども、郷土館は既にあるものでありますので、なろうことならこれの設置については早目に設置していただく経費も余りかからないというようなことでありますので、要望しておきたいと思いません。

以上で私の質問は終わります。

議長（高山由行君）

これで、山田儀雄君の一般質問を終わります。

次の予定質問者、岡本隆子さんにお聞きします。岡本隆子さんの質問のボリュームからいきますと 60 分丸々要るような質問の内容ですが、途中、最後時間が切れて午後からになると思いますが、それでもよろしいですか。

11 番（岡本隆子君）

はい、結構です。

議長（高山由行君）

それでは続きまして、11 番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

11 番（岡本隆子君）

それでは、予想より早く進行しまして、午後の 1 番くらいかなと思っていましたら午前中ということで、できるだけ頑張って質問をさせていただきます。

きょうは大問 3 つについて質問をさせていただきます。

それでは 1 問目で、リニア残土処分についてということで質問をします。

リニア残土処分について、私はこれまでに平成 27 年第 1 回定例会、平成 28 年第 2 回定例会、平成 29 年第 2 回定例会のそれぞれの一般質問において質問をしまいいりました。主にリニア残土処分の安全性と、町民への情報公開という点について質問を重ねてまいりました。今回 4 回目の質問となります。

平成 27 年では葛西参事が県を通じ、リニア建設発生土の活用検討候補地の紹介に対し、美佐野地区の町有地の情報提供をしたところである。まだ、候補地というだけでどういう事業をするのか示されていないと述べられています。町民への情報提供に関しては、リニア中央新幹線の事業は J R 東海の事業であるため、J R 東海が説明を行っていると言棄をされています。また、町長は断る場合もある、判断する時期は J R がまず意思表示をして、町有地を使いたいと意思表示をされたなら、J R の責任で環境アセスメントを行い、その上で御嵩町が判断をしていく、ノーという返事もあり得ると述べられています。

平成 28 年には美佐野町有地でのリニア残土処分の安全性を問う質問に対して、森島参事がリニア建設発生土の活用検討候補地ということで、県を通じて情報提供を行ったのみであり、J R 東海がリニア建設発生土の処分場にすると決まっているわけではない。町民への情報提供に関しては、今後状況が変わってきた場合には当然町として議会及び町民への説明の機会を設けていくと言棄をされています。また、町長は J R が決定されても最低でも 1 年くらいは要ります。町民との合意形成をしていけなければいけないから、早く情報をくれないとそれはでき

ない。その上で受け入れるということは 100%決定しているわけではない、お断りするかもしれないと述べられています。

平成 29 年には町の環境施策を問うという質問の答弁で、町長は、私は一貫して J R の土については安全なものということを経験として使っています。安全なものしか入れない、当たり前のことです。量は今のところ 90 万立米とお聞きしております。もちろん町民への情報提供は今後、地権者、資産運用したいと思っていられる方々に説明があって、これはちょっと進めようかなという話になったら、当然町民にも説明を開始するということになるかと思いません。隠すつもりも何もありませんと述べられています。

私は、町が美佐野地区へのリニア残土処分場の候補地に手を挙げて以来、一貫して質問してきたのは安全性の問題と町民への情報公開の点です。2003 年に可児市久々利で東海環状自動車道トンネル掘削土による土壌や河川汚染問題が起こっているからです。カドミウムや亜鉛など重金属類を溶かし出し、いまだに水処理がされ、水質の管理、調査がなされています。いまだにお米もつukれないという状況です。

これまで、まだ決まっていない、安全なものしか入れない、状況が変われば町民への情報公開はしていくということでしたが、ことし 8 月 30 日に開催された御嵩町町長と町議会議員に対して美佐野地区における建設発生土の搬入について、J R 東海がはっきりと意思表示をいたしました。この説明で驚いたのは、町有地への対策土の搬入を考えているということでした。対策土というのは、土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含む発生土、または酸性化可能性試験により長期的な酸性化の可能性のある発生土、有害な土ということです。そういうことであります。対策土を搬入した範囲の町有地を J R 東海が取得し、遮水シートを敷いて埋め立てていく。場所は可児川の上流になります。木曾川に隣接する産廃処分場計画について、住民投票では投票率 87.5%で、有効票の約 8 割がノーと言ったこの御嵩町に今度は可児川の上流に重金属を含む有害な土を埋め立てるという提案に私は絶句しました。

昨今の異常気象で 1 時間に 100 ミリ、200 ミリの大雨が降り、日本全国随所で土砂災害が起きています。幾ら周辺環境に影響を及ぼさないように封じ込めを行ったとしても、可児川の上流の木屋洞川に隣接する町有地から土砂災害が起こらないとは言えません。また、遮水シートは J R 東海でさえ、環境によっては 15 年で劣化すると言っています。汚染水が流れ出れば、どんな手段を講じてももとは戻りません。孫子どころか、ずうっと先の世代まで不安を残す処分場になってしまうと思います。安全なものしか受け入れないとおっしゃっている町長は、誰よりもその危険性を御存じだからこそ、このような発言を繰り返してこられたのだと思いません。

そこで、質問に入ります。

1つ目ですけれども、問題を整理するために最初に質問をさせていただきます。これまでまだ何も決まっていないと繰り返し言われてきましたけれども、発生土と対策土がセットになっていよいよ具体的にJ Rから提案があったわけですからけれども、町有地への発生土の受け入れについてはどのようにお考えでしょうか。

2番目です。この汚染土、対策土についてはどのようにお考えでしょうか。

3問目です。町民への情報公開はどのようにしていきますか。また、町民との合意形成はどのようにされますか。

4番目です。J R東海からの2回目の説明の折に、令和3年度夏ごろには発生土の搬入を考えているという意向が示されました。おおよその期限が突きつけられている中で、町もいつまでも保留にはしておけないと思います。町として、いつごろまでに決断をされるのでしょうか。

5点目です。発生土活用に関しては県が窓口となっていましたが、今後具体的に話を進める上で県とのかかわりはどのようになりますでしょうか。

以上、5点御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

まず、企画調整担当参事 長屋史明君。

企画調整担当参事（長屋史明君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えします。

私のほうからは、答弁に入る前に本件に係る基本的な事柄や事実関係について、改めて整理、説明させていただいた後に、5番目の質問にお答えしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、今回J R東海から提案のありました町有地についてでございます。この町有地はバブル経済期にゴルフ場が計画され、後に頓挫した場所でありましたが、平成19年第1回定例会での議決を経て、将来、研究開発拠点、あるいは工業団地での活用を視野に入れ取得したものであります。その後、リニア中央新幹線計画が進められる中、当該建設発生土の受け入れ候補地について県からの照会があり、当町からはこの町有地を含めて2カ所を情報提供したものであります。

次に、対策土についてでございます。計画では当町での工区であります美佐野工区においては、押山川に橋梁が建設され、そこから東西に東の瑞浪市側へは日吉トンネルが、西の可児市側へは美佐野トンネルが掘削されていくこととなります。今回、J R東海からの提案は、この東西両トンネルから搬出される対策土を町有地に搬入したいというものであり、町外の工区で搬出された対策土ではないと説明を受けております。

また、今回、JR東海が候補地からこの町有地を選定した理由についてでございます。この町有地は美佐野工区に近接した山続きの場所であり、対策土の運搬に際し、国道21号や県道などの公道を通行することがないことから、環境負荷、周辺住民への影響が低減できるとの説明を受けておるところでございます。

最後に、リニア中央新幹線計画における町の位置づけについてでございます。リニア中央新幹線は昭和45年に施行された全国新幹線鉄道整備法、いわゆる全幹法と呼ばれる法律に基づいて計画されたものであり、この全幹法第13条第4項において、関係部分を抜粋させていただきますが、地方公共団体は新幹線鉄道に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されているところであります。また、昭和53年に設立されたリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会においては、御存じのとおり当町は会員であり、町長及び議長は役員に就任しております。このほか当町からは、御嵩町商工会と御嵩町観光協会が本会の趣旨に賛同する団体として参加しているという状況でございます。

以上、簡単ではございますが、本件に係る基本的な事柄等を御説明させていただきました。それでは、答弁に移ります。

5番目の質問、今後の県とのかかわりをどのようにしていくのかについてでございます。

JR東海の提案事業については、岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づく協議や、岐阜県環境影響評価審査会での審査などの手続が想定されております。今後の議論や方向性にもよりますが、町といたしましては、まずは県関係所管部局との情報共有を積極的に行っていきたいと考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

岡本議員の質問にお答えをいたします。

ただいまの長屋参事の答弁で、本町の立場、議会の立場、法の存在、その解釈、これらはおわかりいただけたかと思えます。そして、例によく出てくるんです。私もそうでしたけれど、決定的な違いは、産業廃棄物とは全く違うという経緯があるということです。町内から発生した土を町内で処分したいという至極真つ当な考えでもあるかと思えますが、基本的に実にやり方が乱暴だと。私自身も過去において聞いたことはあります。工事ヤードをつくり、そこに仮置きをしておく。しかるべき処分をしますという、そこで終わっていましたので、議会とともにお話を聞いたときには、少なくとも私は一度も対策土についての説明は具体的に聞いていません。事前に町長に説明をしたいとアプローチはありましたが、私はお断りしたと、議会

と一緒に聞くということでお断りをしました。それは事前に聞いてしまえば、逆に私はJR側で頑張っているのかと疑いを持たれるから、それは御嵩町では本当にいろんなことがありますので、それを避けたという意味であります。

岡本議員、これは反問権ではありませんけれど、確認をさせてください。きょうのこの質問は、岡本議員の反対宣言と受け取っていいですか。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

私は反対をしているわけではありません。これまでずっと何度も質問を重ねてきたのは、いわゆる重金属類を含む、そういうものも含めた、その当時は発生土という言葉じゃなかったと思うんですけど、残土を全部町有地に入れるということの照会に対して手を挙げたというふうに思っていたので、やはり久々利とかでそういった問題が起こっています。東海環状のときにこの美濃帯というところを掘るときは、そういった重金属類を溶け出してくると、黄鉄鉱の問題があって。そういったことが過去にあるので、そういったものも含めて町有地に入れるかもしれないということを懸念したので、それで全部まとめて町有地に受け入れるのかということをやっていると心配してきたわけですが、今回明らかになったことは、発生土、健全土ですね、健全な発生土と対策土を別にして、発生土は美佐野の民有地に埋め立てる。そして、40万立米ですから残りの50万立米を町有地に埋め立てるんだけど、その中には重金属類を含む基準値以上の汚染土については町有地を買って、そこで遮水シートを敷いて埋め立てるということがはっきりしてきたわけです。それで、私は発生土について問題にしているわけではありません。今まではそういった重金属類も含む全部まぜての話だと思っていたので非常に懸念をしてきたわけですが、今回ここではっきりしたわけですね。対策土と発生土。ですから、私は発生土について問題にしているわけではありませんが、ただ今回の質問の中でこれまで何も決まっていなかったことをずっとおっしゃってきたので、まだ決まっていなと思います。それでもどういうお考えなのかなというつもりでお聞きをしたわけです。以上です。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

答えになっていないと、こう私は今感じながら聞きました。イエス・ノーで済む話ではないのか。一議員としてはそれで十分なのになんかということを感じながら、長時間お話をされたということではありますが、私自身は1点目の質問にお答えすると、大変唐突に困ったことを言い出

したなという感覚で話を聞きました。

先ほど申し上げたように、工事ヤードに一旦保管をしておいて、その後、適切な処分をしますということで話が済んでいた話です。ですので、対策土について今回御嵩町のそうしたため池の跡に埋めていこうという考え方だと思いますけれど、それが具体的に出てきたことに関し、非常に戸惑ったという立場であります。私はこの件に関して、議会と一緒に2回直接説明を受けた、その事実しかございません。アプローチはあったようですけど、今は会わないという返事で済ませております。もう一回は、J R東海の本社のほうで社長を初め役員の方々とお会いしましたが、そんなところで要対策土云々という話が出るわけではありませんので、トータル的に早くやっていただいたほうがいいんじゃないかということは、全体的に知事を初め各沿線首長さんは発言をされます。御嵩町の場合は亜炭廃坑にシールド工事から出る泥について使いたいという意思表示をして、これは10年ぐらいかかりましたけど、この春から研究をしまして使えるという答えが出てきていますので、積極的にその点についてお願いを申し上げたということだけであります。

私は、常に方向が示されても、考え方としては1年ぐらいかかるんじゃないですかということとはメッセージとしてJ R東海にも言ってきたわけですので、まだ3カ月ですか、3カ月半ほどで答えが出る問題ではないということをはっきりしているかと思えます。

要対策土については、専門的に考えれば当たり前のことであって、土を掘れば出るものであります。法制度が厳しくなって、その原因を追求するということが普通になってきましたけれど、これはもう並の場合なら知らん顔の話だと思います。これはトンネルを掘ったとしても、道路をつくったとしても、個人の住宅の基礎をやったとしても要対策土は出る可能性はあります。そういう意味では、いわゆる緩やかに扱ってきた時代が非常に長かったということも言えるかと思えます。現在は時代が違いますので、そうしたものについてはきちんとした調査をした上で、検査の上使っていいか悪いかということも含めて判断をしていくということでありませぬ。

自然由来でありますので、土に含まれていても何ら不思議はありません。そのために基準値というものが設けられていて、基準値については人間の健康を損ねないというのが基準値の上限であるかと思えますので、それ以上のものが出てきたとしたら、眺めながらしっかりと考えるということかなということだと思います。基本的に私は隠すということはしません。これまでもあらゆる隠し事はしていないと、これは自負をしております。人を裏切らないということも私の人生の目標でもあります。

これもうなずいていただけるか、首を横に振っていただければいいんですけど、新聞に情報を提供されたのは岡本議員ですか。

議長（高山由行君）

岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

違います。

町長（渡邊公夫君）

わかりました。違うと。

新聞情報で私も読んでみると、外からも持ってくるような、そうとれるような表現だなと思って読みましたけれど、余りいい記事ではなかった。本当に素直に書いたものではないという評価をしています。私の読み込みが足りないかもしれませんが、ああいうものはそう何回も読み直すものではありませんので、その点はテクニックの問題であろうと思いますけれど、マスコミを使うのはいいんですけど、マスコミを使うと新聞紙って大体が記者の主観が入って、その方向で書きますので、私はそういいとは思っていません。こちらからきちんとした意図を明示した上でお伝えする。ただし、あれでかなり知られて、知らせていただいたので、御嵩町内での問題としてはそういう問題があるということを知っていただけたものと思っております。いずれ広報を通してとか、町民との対話の場でそういう話も出てくれば説明をしたい。現段階では決まっていないということも申し上げたいと思っております。

また、その中の3点目の質問の中に合意形成をどうするのかというお話でありましたけれど、それは岡本議員が私が受け入れることを前提として聞いておられるような気がするので、合意形成については具体的には今考えておりません。

先ほどから申し上げているように、4点目の質問に対しては、あくまでもJR東海の予定であります。3年後といいますか、2年半後ぐらいに着工するからそれまでに間に合わせなきゃいけないというのは、あくまでもJR東海が言っていることであって、私は従前より最低1年かかりますよね、その判断をするのはということを書いてきたわけでありますから、判断するのはこちらです。JR東海もそうしたメッセージはわかっていることだと思います。新幹線は速んですけど、そういうことが非常に遅いというのを私は最近JR側にもよく言うようになりました。そういう意味では非常に難しい問題です。一つ間違えば町内紛糾して、議員も責められるような事態が想定される。基礎自治体ってそういうものだということが多分わかっていないという人たちだなということは改めてわかりましたので、そういう部分もしっかりと伝えていきたい。私自身としては熟考していきたいというふうに考えております。

5点目については、長屋参事の答えたとおりであります。私自身は考え過ぎかもしれませんが、事業としてはいろんな県との関係、首長との関係でリンクしているわけでありませんけ

れど、御嵩町の亜炭鉱を埋めるときにも私は実際経験をしたこと、結局制度よりも人間としての信頼関係であります。そういう意味では人間関係としてはリンクしてくるであろうな。一生懸命やってあげたいところとそうではないところは、確実に制度ではなく、人と人の間には出てくると考えております。現在、御嵩町の喫緊の課題は、やはり亜炭廃坑の地下充填をいかに早く進捗させるかということであります。最近ちょっと東京のほうから聞こえてくるのは、いつまでやるんだという話も聞こえてきていますので、予算がついたから今回で安心して次はつくんだという話ではありませんので、そうしたものも大切にしていきたいということでもあります。

岡本議員の地下は今回の工期で埋まるわけですので安心度はふえるかと思えますけれど、ほかにいっぱい埋めなきゃいけないところもたくさんあるわけですので、ぜひそちらも御嵩町のこれまでのまちづくりに一番支障になってきた部分だと私は考えておりますので、人間関係を損ねないようなあり方というものを模索したいというふうに思っております。

最後に1つ、土の問題でありますけれど、ちょっと最近不穏な話が耳に入ってきております。この要対策土を御嵩町の庁舎移転する場に持ってくるんじゃないかと、そのつもりだと、決定的な話をされる方があるようであります。全くそれはうそです。悪質なうわさでありますので、ここで私今まではっきり申し上げてきませんでしたけれど、今動いている状況というのはまだお願いの段階でありますけれど、新丸山ダム、この事業から出てくる建設発生土を何とか御嵩町に持ってきてくれないかというお願いをしているところであります。

国土交通省は、要対策土については不溶化といって外に漏れ出ない加工、コーティングをすらしい。コーティングをして、その場で処分をすると、管理をしていくということらしいです。これはどういう意味かといいますと、八百津町から出る段階では要対策土は含まれない土が出てくるということをお聞きしましたので、ぜひ御嵩町にそれを持ち出してほしいというお話をしております。決定ではありませんけれど可能性としてはあると、このように思っています。御嵩町の庁舎の予定地というのは3メートル近く埋めなければいけないということになっています。これを買って土を埋めれば、普通逆ですね、土を買えば1億円から2億円はすると言われておりますので、結構私も仕事をしていると思いますから、ぜひ冷静に事実をこれとこれとは違うとか、これとこれはリンクしているとかしていないとか、そこの線引きは議員の皆さんでしていただいて、十分議員としてもこの件について考えていく時間があるかと思っておりますのでお願いをしたいと思っております。以上であります。

議長（高山由行君）

少し町長にお願いしたいと思います。

今、反問権ですけど、反問するときは、町長は今反問ではないという話でしたが、質問者に

質問するときには議長の許可をとっていただきまして、そのルールの中でやりとりをしていただきたいと思います。少し答弁者と質問者の自由なやりとりがあったように議長として思われますので、町長、よろしくお願いします。

[発言する者あり]

わかりました。よろしくお願いします。

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

反問でないと言われましたけれども、質問して答えているわけですので反問だと思うんですが、町長の反問の時間は質問時間から外れるはずですので、じゃなかったですか。わかりました。ちょっと時間がもうないので、1点町長にお尋ねをしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、対策土は土を掘れば出ると、自然由来のもので基準値が設けられているということなんですけれども、もしそれ以上のものが、では基準値以上のものが出てきたら、要は要対策土ですね、何ておっしゃいましたでしょうか。もう一度ここ、眺めながら考えとおっしゃったのか、もう一度そこを確認したいと思います。

それから、もう一点ですけれども、初めてといいますか、議会と一緒に2回これまでJRからの説明を聞いたということで、熟考したいということで、今から1年かかるというふうにおっしゃっているわけですが、ですのでこれについて答えるのはまだ1年先というふうを考えていくのかということです。それで、ちなみにですけれども、町長の発言について新聞報道で見ていると、平成28年のときにJRが決定されても最低でも1年ぐらいは要ると、町民との合意形成をしなければならぬから早く情報をくれないとそれはできない、断るかもしれないということを、これは議会答弁ですね、平成28年。そして、平成29年6月13日の中日新聞可児版ですけれども、JRからの残土受け入れ説明会の記事の町長のコメントで、やっとボールが返ってきた、1年検討した上でノーと言うかもしれないというふうにおっしゃって見えて、このやっとボールが返ってきたというところで、このときの提案は民有地のみだったと思うんですが、ということでこの時点でもこうやっておっしゃっているんですけれども、その町長が熟考して判断される時期というのは今から1年ということなのかということと、要対策土の考え方についても一度教えてください。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

質問されている方はちゃんと頭の中がまとまっていないのではないのかと思いますけれど、やっとボールが返ってきたというのは、こういう状態でどうでしょうというボールが返ってき

たということであります。その時点でも以前に私が聞いた対策土についての話はございませんでした。対策土については工事ヤードに保管して云々という話で、それで完全に終わっていたので、私は終わっている問題だということを受け取っていたということであります。

判断をする云々についても、最低でも1年かかるでしょうね。明示された計画というのは町有地もございました。半分近くは町有地であったのではなかったかなと記憶をしておりますけれど、希少野生植物、これらを守って環境アセスメント上大丈夫なところということで御嵩町の町有地も含んで平地をつくるという計画で、当時の土量は90万立米であります。私自身は要対策土が出るという報告も受けてはおりませんでしたので、思案の中には入っていなかったということであります。以上です。

11番（岡本隆子君）

もう一点、要対策土の考え方。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

要対策土の考え方というのは、常識的に言って90万立米出ますよというときに、私はそういうものが出たらどうするんだと聞いたということは、出る可能性は絶対にあるということはわかっていました。その中で難しいのは、御嵩町からそんなものは受けないから出ていけという話になったときに、じゃあどこが受けるんですかという話。今回でも八百津町さんには感謝しなきゃいけないと思いますけれど、八百津町はそういうことで受け入れて、その管理はしていくと、丸山が。ただ、外に出すときには対策土ではないもの、安全なものを出しますよと。基準値以下のものを出しますよという話ですので、非常にスマートなやり方だというふうには思っております。まだまだいろんな情報であるとか工法であるとか研究をしながら、考える時間は十分とっていきたい。JRの予定に私自身は別に振り回される必要はないというふうに思っています。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

これでリニア残土の質問は終わりますけれども、次に移ってよろしいでしょうか。

議長（高山由行君）

岡本隆子さんに言いますけど、あと時間が10分程度ですので、次の質問は午後からどうぞ

でしょうか。提案ですけど。

11番（岡本隆子君）

はい、結構です。

議長（高山由行君）

じゃあ、午後からに……。

11番（岡本隆子君）

残された時間は22分43秒です。では、午後からということでよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は午後1時とします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

午前に引き続き、一般質問を続けます。

〔11番議員挙手〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、午前中に続きまして2問目、太陽光発電についての質問をいたします。

太陽光発電について、最近町内のあちらこちらで太陽光発電をよく目にします。これまで90件申請があるというふうに伺っています。9月号のほっとみたけでは、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例を御存じですかという見出しで、条例の紹介と発電事業者の役割が説明され、次月自治会からの太陽光発電から地域の資源を守ってほしいとの嘆願書が町長に出されたことも紹介をされていました。太陽光発電に関して、町長に対して嘆願書がほかにも幾つかの団体から出されていると伺っています。町は太陽光発電に対してどのような姿勢なのでしょうか。嘆願書を受け取られるときに、住民の方々からもお話を聞かれたと思いますが、町長はどうお感じになられ、今後どのようにしていこうと思っていらいっしゃいますでしょうか。

太陽光発電については、高齢化とともに田や畑を管理できなくなり、やむにやまねず発電業者に土地を売った方もあれば、自分の家のすぐ裏に、裏の戸をあければ目の前に設置が計画され、1人では嘆願書も出せず途方に暮れている方など、それぞれ状況も規模も違う事例を多くお聞きしております。また、兼山に計画されている巨大太陽光発電施設計画は、設置場所はほ

とんどが可児市ですが、土砂災害など何かあれば被害を受けるのは御嵩町民という事例もあります。

そこで質問ですが、兼山に計画されている太陽光発電に関しては、可児市との協議や県への働きかけなど、町としてはどのように対応していかれますか。また、安心して暮らせる生活環境に大きく影響するような自宅のすぐ隣地に設置される場合など、多くの事例ではなかなかとめることができないのが現状のようです。御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例では、十分な説明をし、地元の住民との良好な関係を保持するよう努めるとありますが、小規模な計画では十分な説明もないまま設置されることもあると聞いています。しかし、当事者からすれば、この先 20 年は排水や景観、あるいは気温の上昇などの問題を抱えていかなければなりません。条例改正など、もう少し近隣住民の意向が尊重される仕組みづくりに何か町としてできることはないでしょうかということでお尋ねをいたします。

質問事項といたしましては、1 番、太陽光発電に対し、町の姿勢はどのようなか。2 番、兼山に計画されている太陽光発電について、可児市との協議や県への働きかけなど、町としてどのように対応していきますか。それから、今後条例改正の考えはあるかという点で御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

建設部長 亀井孝年君。

建設部長（亀井孝年君）

こんにちは。

それでは、岡本議員の太陽光発電についての町の姿勢について答弁させていただきます。

私のほうからは、2 番目の兼山に計画されている太陽光発電について、可児市との協議や県への働きかけなど、町としてどのように対応していきますかと、3 番目の今後条例改正の考えはあるかに答弁させていただいた後、1 番目の太陽光発電に対し町の姿勢はどうかを町長からお答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

初めに、兼山に計画されている太陽光発電事業について報告させていただきます。

現在、比衣、洞地区、伏見、山田地区の北側の可児市兼山字古城山地内の太陽光発電施設の設置は、2 つの事業者が計画をしております。1 つは東京都の事業者が事業面積 19.9 ヘクタール、発電出力 1 万 8,616 キロワットの計画を、もう一つは京都府の事業者が事業面積 2.9 ヘクタール、発電出力 1,664 キロワットの計画です。計画書等によれば、当該地番の山林を開発し、太陽光パネルを設置し、排水は御嵩町地内の河川に流出させることとなっております。

この計画を耳にした地域住民より、令和元年 8 月 16 日に山田自治会、可児市兼山字古城山地内ほか 16 町歩余りの広大な太陽光発電開発事業計画に反対する住民代表と伏見水利組合

長より開発計画反対の嘆願書が、9月20日に洞地区住民代表より、可児市兼山で計画されている大規模太陽光発電施設に関する計画反対の嘆願書が提出されました。主な事業地が可児市ですので、御嵩町長名で林地開発の許可権限を持つ岐阜県知事並びに事業地の可児市長宛てに岐阜県可児市太陽光発電設備の設置に関する要望書を11月26日に提出をいたしました。

内容の概要でございますが、今般2つの自治会代表より当職宛てに建設反対の嘆願書が提出されました。岐阜県、可児市においても御嵩町の住民が多大な影響を永年受け続ける状況を鑑み、住民が安心して生活できる住環境に寄与するため、慎重な指導と審査をお願い申し上げますという内容でございます。要望書は、可茂農林事務所では所長さんほかと、可児市役所では建設部長さんほかと面談をいたしまして、私と農林課長で手渡してまいりました。両者とも御嵩町の現状を理解していただき、さきに述べた法令等の審査に当たり、今後は情報を共有しながら対応していくことを確認させていただいたところでございます。

次に、太陽光発電事業に係る法令などについて説明をさせていただきます。資源エネルギー庁は太陽光発電事業計画策定ガイドラインを平成29年3月に策定をいたしました。この中で、制度創設により新規参入した再生エネルギー発電事業者の中には専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとられない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、さまざまな問題が顕在化した。そこで、適切な事業実施の確保を図るため、平成28年6月、FIT法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を改正し、この事業計画に基づく事業実施中の保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な遵守を求め、違反時には改善命令や認定取り消しを行うことが可能と記され、資源エネルギー庁からは岐阜県を通じて各地で太陽光発電事業をめぐるトラブルが発生していることから、太陽光発電施設に係る不適切案件及びトラブルの未然防止等を図り、地域と共生した太陽光発電の推進を図るため、FIT法の関係法令違反等に係る情報提供、法令のみならず地域住民とのトラブルが生じている案件についても幅広く情報提供が求められています。

次に、岐阜県の林地開発許可制度です。この制度は森林を乱開発から守るとともに、森林の土地の適正な利用を図ることを目的とし、1ヘクタールを超える森林を開発するときは知事の許可を受けなければならない制度です。許可の基準は、開発行為が次の4つの基準の全てに当てはまると認められたときに許可されます。1つとして、災害の防止。森林の持つ災害防止の働きが開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと。2つ目といたしまして、水害の防止。森林の持つ水害防止の働きが開発することによって失われ、水害を発生するおそれのないこと。3つとして、水の確保。森林の持つ水源涵養の働きが開発することによって失われ、水の確保に著しい支障を来すおそれのないこと。4

つとして、環境の保全。森林の持つ環境保全の働きが開発することによって失われ、環境を著しく悪化させるおそれのないことです。

災害や水害防止の審査基準については、技術的細則として、土を削る場合や土を盛る場合の基準、流域面積により排水施設は10 確率年、洪水調整池は30 確率年、余水吐能力は100 確率年などが決められています。可児市兼山地区に計画されている太陽光発電事業は、この許可をとらなくてはなりません。可児市は可児市民参画と協働まちづくり条例に基づき、0.3 ヘクタール以上の開発行為が適切な構造、または基準であるかどうかを審査します。御嵩町は御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例により、発電事業者へ地元自治会等に対し、当該発電事業に係る計画の内容、維持管理の方法について十分説明し、当該者と良好な関係を保持するよう求めてまいります。

次に、3 番目の今後条例改正の考えはあるかでございます。条例改正につきましては、議員質問の高齢化とともに田や畑を管理できなくなり、やむにやまれず発電事業に土地を売った方もあればというように、一概に個人の所有地に制限をかけることは日本の法制度上課題がございます。地権者の財産権、近隣住民の思い、例えば景観への影響、災害のおそれ、維持管理が適正になされるか、事業完了後の対応などや地球温暖化、クリーンエネルギーは促進すべきなどを考慮するとともに、全国の太陽光発電事業の環境保全に関する自治体の取り組み事例集が環境省からも発表されていますので、緑地保全に関する条例により緑化率を許可の基準とした自治体、景観条例により良好な眺望景観保全のため工作物を規制、誘導している自治体や事業の許可制、禁止区域の明示などを行っている自治体などを参考に御嵩町の地域性も考慮し、行政だけで議論するのではなく、有識者も含めた委員会を開催できるよう条例改正に向けて来年度の予算要求をしたところであります。

最後に、この先20 年間は排水や景観などの問題を抱えていかなければなりませんとのことですが、売電期間は20 年間ですが、この期間はもとよりでございますが、この20 年を過ぎた後、事業者が事業を継続できないことも考えられます。前出の事業計画ガイドラインにも課題として、事業を終了した太陽光発電が放置された場合、電気設備や構造物の老朽化、また土地の侵食等が進むことにより、電気設備の事故による火災、自然災害によるモジュールの飛散や土砂の流出など、公衆安全上の問題が生じるおそれがあると記載されている事項につきまして、経済産業省は太陽光発電設備の廃棄費用の外部積み立て、従来のガイドラインは内部積み立てであったものを事業者が倒産した場合への対応として外部積み立てを基本とする方針という報道がなされています。この制度が速やかに実施されるよう、関係機関に働きかけるような手法も進めてまいります。

今後も町民がより安心して生活できる住環境の保全ができるよう政策を進めてまいりますの

で、議員の方々からさまざまな提言をお願いし、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

太陽光発電についての岡本議員の質問にお答えをいたします。

どういう姿勢なのかという質問であるかと思えます。これはエネルギー問題であります。エネルギー問題というのはほとんどがと言ってもいいと思えますけど、地価の廉価な海岸部か中山間部、これが狙われると。基本的には廃棄物問題も同じような構図になります。御嵩町に産業廃棄物処分場計画がなされたときに、故桃井院長と私も含めて非常に怒りを持ったことを覚えております。御嵩町は、かつて炭鉱で日本のエネルギーを動脈として支えたという町であります。業者からは今度は廃棄物処分場として静脈を支えてくれと言われた。後から参加された方々はわからないとは思いますが、非常に腹が立った覚えがあります。何かといいますと、動脈、つまり亜炭鉱の負の遺産については何ら解決されていないまま次をどうだという話をした。それは筋違いだということを示し上げた。太陽光問題もエネルギー問題でありますので、亜炭鉱問題と私は通底していると思っています。新聞で読みましただけでありますけれど、可児市でも今議会で同様の質問がされたようであります。これも新聞で読んだだけですので細かくはわかりませんが、答弁は上位法より厳しい条例は制定できないということも述べておられるようであります。これは御嵩町でも同じです。地方自治体として立場は何ら変わりません。

私は、岡本議員には御嵩町の条例について冷静に読み込んでいただきたいと思えます。そして、何を言っているのか読み解いていただきたいというふうに思っております。私は、この条例については全国でも先駆的でありましたし、その必要性は平成 28 年 9 月 27 日ですが、この数年前から必要性を指示してきたと。具体的に平成 28 年 4 月に担当者に条例の、いわゆる成文化をしろという指示を与え、9 月定例会で議員の皆さんに諮っていただき、その上で制定されたものであります。施行は翌年、平成 29 年 4 月 1 日からということであります。実はこのときにつくった条例というのは、法律より厳しい条例でありました。ただ、施行前に改正するから御嵩町の姿勢を示せということで、あえて違法ではありますけれど、法律より厳しいものにしたという経緯があります。

御嵩町の条例では、条例の名前というのは御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例であります。一般住宅で自宅の電気は自分の家の屋根でという行為は推奨をしている、奨励しているわけでありまして。しかし、太陽光ビジネス業者にとってみれば、迷惑なハードルが幾

つか用意されております。現実自治会に説明したものの、自治会長に署名捺印をいただけないという状態も複数出てきております。ちょうどこれは説明しましたよと報告、自治会長がここに説明を受けましたよと、納得しろよという話になるわけですが、この署名捺印がいただけないということで、時間がかかっている。結局はこれは法的に強制されているものではありませんので、御嵩町の条例でそれはかなえなくてもいいだろうということで、相手の業者の弁護士から既に内容証明郵便などが届いている状態でもあります。今後、御嵩町に対して法的措置をとるという宣言もして、そういう通知がなされています。本町の顧問弁護士とも協議をしながら、今後、どういふ闘うための武器があるのかということは今精査しておりますが、訴訟になったら勝算は余りないという現状であります。

岡本議員、医療系廃棄物の処理施設のときに私感じたんですが、行政には非常に厳しいんですけど、なぜこういう業者に対しては腰が引けてしまうのか。私は、環境環境とおっしゃっている方々全体的にそうであると感じています。JRに対しては厳しいことをおっしゃるでしょうけれど、こういう業者は多分怖いのかなというふうに思うんですが、少なくとも公人としてそういう形で違う扱いはすべきではないというふうには思っております。この問題は、農地などに太陽光を設置した場合、相続が負の遺産となる可能性があります。先ほど部長が言いましたように、20年間の買い取りということですので、自分が農地に設置したところはよかったものの、お金になるものの、自分が息子か娘に手渡さなきゃいけない状態になったときにどうなのか。これは売電、買ってもらえない電気、しかも能力が落ちている状態ですので、全くの負の遺産として遺産の相続放棄も、放棄が起きた場合どうなるかといえば、行政が何らかしていかなくちゃいけないという話であります。

また、法人ならば、部長が答弁しましたが、公的機関が関与し、売電終了後の撤去費であるとか、事故対策に強制的にそれができるよう積み立てをさせるべきと考えていますけれど、これは条例で規制していくわけにはいかないというテーマでもあります。今、我々は空き家対策で税金の投入をしていることに大変大きな理不尽さを感じています。そんな中、もっと短期的に空き家対策と同じようなことをしなきゃいけないという状況になるということをしかりと踏まえて、御嵩町は既にこの条例前から闘っています。闘っていますので、議員の皆さんもぜひそのつもりで考えていっていただきたいというふうに思います。情報がなぜか余り早く入ってこないということも一つの問題かなと思っておりますけれど、闘えるものは闘っていくという姿勢であります。エネルギー問題で貢献した御嵩町のその後の苦しみを知っていれば、そうやすやすとそんなことはできないだろうと、私はちょっとたかをくくったところがありますけれど、人間、金もうけは常識は通用しないということが今回の件でもよくわかりましたので、しかりと闘っていく。ただ、法の問題になってきますから、岡本議員もおつき合いのある国

会議員におかしいじゃないかと言っていかないと、ここで条例で言っているだけでは何にもならないということを認識していただきたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

岡本議員の時間は 60 分終わりましたので、これで岡本議員の質問を終わります。

続きまして、12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

さきに通告をしておきました、各種がん検診の今後のあり方についてということで一般質問を許可されましたので、これから質問をしたいと思います。

まず、最初に今年度 3 月の定例会のときに生活習慣病の重症化予防ということで、大沢まり子議員がこの壇上で一般質問をされております。この契機というのは、国民健康保険が非常に県下で一番高くなってきたと。保険料が高くなってきたというような問題を踏まえて、それと同時に住民の皆さんの健康管理というものをもう少しきちっと制度化していく必要があるということで、特にがん、それから糖尿病、腎不全、気管支または気管支炎の悪性がん等については、医療費を非常に高額医療がかかるということから問題を指摘され、それについて今後積極的な指導と、それから住民に対する特定健診の強化を図っていくということで、平成 31 年度、実は保健センターを中心にして一生懸命やっていたいただいております。そういう点では敬意を表するものであります。

そこで、きょうは私はそのような疾病予防事業や特定健診事業の推進にかかわらず、しかし受診率がそれほど伸びてこない、住民の健康増進が十分ではないという部分の視点から、特にがん検診等の受診率の向上のために現在の制度の抜本的改革が必要だというふうに考えて、今回の質問に立たせていただきました。

まず市町村が実施する健康増進事業等については、福祉課所管保健センターで実施しております。また、がん検診などの成人検診事業は、健康増進法及び同法施行規則に基づいて行われておりますが、今回の質問はこのがん検診に限定してできれば行いたいというふうに思っております。したがって、国保特別会計における疾病予防と特定健康診査事業等については、これを省略してまいりたいと思います。

厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診の実施のための指針によりますと、がんが国民の生命及び健康に重大な問題となっている現状に鑑み、がん予防重点健康教育及びがん検診の実施に関し必要な事項を定め、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的としております。そして、がん検診では、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、そして総合がん検診等を上げております。御嵩町の国民健康保険では、疾病予防と疾病の早期発見、早期治療につながるための人間ドック

ク受診等の健康診断に対する一部助成を40歳以上75歳未満の国民健康保険者を対象としておりますし、特定健診もさつき申しましたように実施されておるところであります。特定健診の受診率は、平成29年度では35%、これは県の平均を下回っておるという事実もございます。特にがん検診につきましては、平成31年度、約1,600万円強の予算を計上して、福祉課実施の検診において推進がされておりますけれども、平成30年度のがん検診受診率を見てみますと、胃がんが8.5%、大腸がんが17.47%、肺がんが5.58%、前立腺がんが9.77%、乳がんが16.38%、子宮がんが9.67%と、極めて低い状況であります。これらのデータは何を意味しているのでしょうか。住民の健康増進と医療費の抑制を図るべく、健康診断、いわゆる住民健診のあり方を抜本的に見直す時期に来ていると考えますが、どうでしょうか。

健康診断は大量の人に画一的な検査をして、病気の人を見出すという側面がありますけれども、その反面、デメリットもあります。今検査を受けていれば安心と考えてしまうのではなく、自分が検査を見きわめ、検査をオーダーメイドで受ける考え方も今後は必要になってくるのではないかと考えております。自治体が行っている健康診断には必ず何かしらの落ち度、ないしは落とし穴があるのではないかと、そんなふうな見方も実はしております。

本来、健康診断の主たる目的は疾病の早期発見、早期療養であります。ひいてはがんや脳梗塞、心筋梗塞といった重大疾患に陥るリスクを減らすことと考えています。御嵩町においては可児医師会との契約関係の中で、集団健診を基軸として特定健診及びがん検診を行っていますが、特にがん検診については問診を含め、主にバリウムによるレントゲン撮影を行っております。そして、また大腸がん関係については便潜血検査というような、いわゆる検便検査等に見られるようなことを行っておりますが、残念ながらレントゲン等につきましてはこの画像の読影が十分精査が上がっていないという部分も実は指摘されております。極めて不本意な結果も実は発生をしております。住民は検査機関を信頼し、行政を信頼し、それぞれが自分の健康の尺度をはかっています。この信頼があって初めて集団健診が成り立っているものと考えております。現在の実情は一体どうなんでしょうか。多少疑問符のつく部分がございます。

一般的な住民健診、一般論で言ってしまうとこれは意味がありませんので、個々に例えばがんの事例について一つずつ少し紹介させていただきたいと思いますが、例えば胸部のエックス線レントゲン写真ですね。これは肺に起きた異常を映し出す検査であります。日本人男性死亡率第1位であります。肺がんを見つけるのは非常に難しいと言われておりまして、特に早期の肺がんは1センチから2センチ程度、これはエックス線写真では解析度が低いために、その大きさががんを発見するのが非常に難しいというふうに見られております。これにかわるものとしては、もともとはこの胸部のエックス線検査は蔓延した結核への対策として健康診断に戦後導入されたものでありまして、今日がん検診で胸部エックス線検査では十分対応できないと

ということが指摘されております。これにかわるものとしては、低線量CTを受けるのがより有効的であるというような指摘もされております。

また、先ほど言いました便潜血検査、これ大腸がんの関係でございますが、大腸がん検診として健康診断で広く行われている大腸がんによる死亡率は2番目に高い段階で、これは早い時期に発見されれば、例えばステージ1では生存率が97.6%、5年を標準として97.6%というふうにかなり改善されるということでありますが、これについてもやはり十分な大腸がんの早期発見にはつながってこないという部分の指摘もございます。これにかわり得るのが大腸内視鏡検査という検査制度であります。こういうものにとってかわったらどうなんだろうということが専門医の検診では指摘されております。

さらに、これは一番問題になります、うちの住民健診でも行われていますバリウム検査であります。これは胃がんの発見率は内視鏡の3分の1というふうに言われております。日本人男性の疾患数の第1位がまさに胃がんであります。その検診には胃部のエックス線検査、これはバリウム検査といいますが、バリウム検査が行われています。放射線技師がいれば行える集団健診に合っていますので、一般的にこれが用いられておると。このバリウム検査で異常が発見された場合は、胃の内視鏡検査を行うことになります。そして、胃の内視鏡検査は画像診断の精度が高く、病理検査も同時にできて確実な診断につながっていくという点では非常にすぐれておりますが、したがって現在一般的に行われておるバリウム検査にかわる内視鏡検査を導入した場合どうなるのか。これは新潟市が平成3年からバリウム検査にかわり内視鏡検査を導入しておりますけれども、胃がんの発見率が3倍に上昇したという例が報告されております。

このように個々のがん検診につきまして、今日御嵩町がっております集団健診ということだけでは、なかなか早期発見、早期治療というところに結びついていく部分というのが阻害されているんじゃないかというふうに思います。

そこで、3つ要点をまとめますと、がん検診に当たっては集団健診とあわせて個人健診の制度を確立して、その助成等の整備をすることが住民健診に対する信頼感と安心感につながると思いますが、どうでしょうか。

もう一点、集団健診における健診判定の精度を今以上に高いレベルに高めていく手法というもの、どういうことが考えられるのか。私ではわかりませんので、所見をお聞きしたい。

それから、最後にこの判定について、もし問題が発生した場合、それが重大な結果を招くような事態に発展した場合に集団健診を実施している行政としての立場の責任というのはどういう形で問われるのか。または実際はこれ医師会に委託しておりますので、医師会と総合センターとの関係だけで処理されるべきものなのか。行政としてはどういう立場に立つのか。その辺のところはもしわかれば、その辺のところ、以上3点についてわかればお答えをいただきたい

いというふうに思います。以上です。

議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、谷口議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思います。

お答えする前に、今、谷口議員から御質問いただいた内容について、特に一番最後の3問の質問につきましては、事前に通告をいただいておりますので、お答えの内容とそぐわないところ、もしくは漏れがあるかもしれませんので、その点は御承知いただいて再質問でお願いしたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、谷口議員の一般質問、各種がん検診の今後のあり方についてお答えをさせていただきます。

御質問は、疾病予防事業や特定健診事業の推進にもかかわらず、受診率が低く、住民の健康増進が十分に図られていない。がん検診等の受診率向上のために現在の体制の抜本的改革が必要だと考えられるがどうかであります。

まず、お答えする前にがん検診について御説明をさせていただきます。健康増進法第19条の2に、市町村は健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものを実施に努めるものとするあり、厚生労働省令である健康増進法施行規則第4条の2の条文にがん検診が明記されております。これをもとに本町でも実施しているものであります。また、御嵩町健診事業実施要綱には、検診の種類として、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診など、各種のがん検診の種類が明記されております。本町のがん検診は一般社団法人可児医師会と御嵩町がん検診業務委託契約により実施しておりますが、実施機関は一般社団法人総合保健センター、通称GHLといいますが、にて行っております。

本町では、胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がんの4つのがん検診と、それから肝炎ウイルス検診をあわせて総合がん検診と称して特定健診、すこやか健診と同じ時期に行い、全て集団健診で行っております。また、乳がん検診は個別健診、もしくは集団健診で、子宮がん検診は個別健診のみでそれぞれ実施をしております。全部で6種類のがん検診を行っているところでございます。

平成28年度でございますが、県内の市町村のがん検診の実施結果を入手いたしましたので、御嵩町の受診率、それから県全体の受診率、それから県内での順位を御報告させていただきます。なお、この数値は75歳以上の後期高齢者は除外しておりますので、さきに谷口議員より資料請求のあった本町のがん検診受診率の数値とは違いがありますので御承知おきください。

それでは、胃がん検診から順次5つのがん検診の受診率の結果を申し上げます。

胃がん検診は、本町の受診率 8.8%、県全体の受診率 7.2%、県内 42 市町村中 26 位でございます。大腸がん検診は、本町の受診率 15.7%、県全体の受診率 9.8%、県内順位は 13 位でございます。肺がん検診は、本町の受診率 8.1%、県全体の受診率 9.5%、順位は 30 位でございます。乳がん検診は、本町受診率 21.0%、県全体の受診率が 21.1%、県内順位は 28 位でございます。子宮がん検診は、本町の受診率 11.2%、県全体の受診率 16.0%、順位が 35 位となっております。

今申しましたように、胃がん、大腸がんは県平均の受診率を上回っておりますが、肺がん、乳がん、子宮がんにつきましては、県平均の受診率を下回っている状況でございます。各種がん検診の受診率は県平均と比べて極端に大きく低いということではないと思っておりますが、低調であることには間違いはないというふうに思っております。今後、受診率の向上や検診自体の精度を上げるべく、研究、検討をしていく必要があると考えております。

厚生労働省健康局長通知といたしまして、がん予防重点健康教育及びがん検診の実施に関し必要な事項を定め、がんの予防及び早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少させることを目的とするがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針には、がん検診の種類や体制、受診指導などさまざまなことが記載されております。今後の検討として、まずこの指針に沿った的確で確実な検診内容、方法を実施していくことがまず第一であると考えております。細かなことではございますが、胃部エックス線検査の撮影枚数は最低 7 枚となっておりますが、現状では 8 枚にするなど、基準以上の対応をしているものもございます。

また、以前の指針には胃がんの検診の方法は問診と胃部エックス線検査だけでございましたが、平成 28 年の一部改正によりまして、胃がん検診の検査項目は問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかとすると改正されていることから、来年度からの検査に一部ではありますが、胃内視鏡検査の導入に向けて関係者と協議を行っているところでございます。また、検診受け付け時に受診者とのコミュニケーションをしっかりと、問診票内容による個別の対応等の強化や読影など検査方法の見直しなどを可児医師会、検査機関と協議をしていきたいと思っております。

受診率の向上につきましては、受診者増に向け、御嵩町で行っていますみたポンのさらなる活用、それから周知を行ったり、あるいは保健推進員さんを活用した啓発活動の充実に向け検討していきたいと考えております。

各種検診について我々は受診率を上げること、それから検査の精度を上げることを目指してまいりますが、議員の質問にもありましたように、検査を受けていれば安心と考えてしまうのではなくて、自分が検査を見きわめ、検査をオーダーメードで受ける考えも必要になってくると思っております。町のほうには国保加入の 30 歳以上の方に対しまして、みずから受診され

る人間ドック、脳ドックに対しまして、検診料の4分の3を助成する制度があります。こういったこともPRしながら、住民の方々の疾病の早期発見、早期治療につなげていくよう努めてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ありがとうございました。

いずれにしても、このがん検診については非常に難しい部分というのは生活習慣病みたいな形で簡単に何項目か検査をやって、その判定でというわけにはいかない。やっぱりかなり専門的な判定が必要な場合があります。私は少なくともがん検診については、受診率というのは、いわゆる対象者と、それから実際に受診された方の対象者の分母が実はこれは全人口を中心にしてやっておりますので、こういう10%前後のものでしか出てこない部分があります。

しかし、本当言うと国保対象者以外に、例えば自営業者であるとか、自営業者で社会保険を使うとか、それから建設会社で労働保険を使うとか、そういう形の中で実際に多くの方は個人でかなりいろんな機会を設けて受診されておる。そういうものをより促進することによって、全体的な数に見えない受診率を上げていく。そして、早期発見、早期治療に資すると、これが大事じゃないかなと。したがって、今の制度を今後もそのまま続けるということよりも、やはり先ほど部長が言われたように、受診率の向上等についてもやはり検証を加え、そして何が必要なのか、また判定の精度をどういう形で判定機関と協議しながら上げて、そして住民の信頼につなげていくか。この辺のところを大きな課題が残るかと思っておりますけれども、鋭意努力をしていただきたい。

ただ、平成31年度の福祉課、そして国保の関係の保健センターの動きを見ていると、相当程度気合いを入れてやっていただいておりますところに感謝を申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで谷口鈴男君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあした12月11日の午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時55分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 安 藤 信 治

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

